

**平成 17 年度
地下水質測定結果**

平成 18 年 1 月

環境省 水・大気環境局

目 次

. 平成 17 年度地下水質測定結果について	1
1. はじめに	1
2. 調査内容	1
3. 調査実施状況	1
4. 調査結果	2
5. 過年度からの調査結果の推移	3
6. 環境基準超過井戸の存在状況	3
7. 環境省の地下水の水質保全に係る取組について	4
表 1 調査井戸数	5
図 1 調査井戸数の推移	5
表 2 概況調査の結果	6
表 3 汚染井戸周辺地区調査の結果	7
表 4 定期モニタリング調査の結果	8
図 2 概況調査における環境基準超過率の推移	9
図 3 定期モニタリング調査における環境基準超過井戸本数の推移	9
図 4 環境基準超過井戸が存在する市区町村図（揮発性有機化合物）	10
図 5 環境基準超過井戸が存在する市区町村図（重金属等）	11
図 6 環境基準超過井戸が存在する市区町村図（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）	12
参考資料 1 地下水の水質保全に係る施策体系と環境省のこれまでの取組	13
参考資料 2 地下水の水質汚濁に係る環境基準	14
参考資料 3 地下水質測定における調査区分について	15
参考資料 4 項目別・年度別地下水質測定結果	17
参考資料 5 都道府県別調査実施状況	25
参考資料 6 項目別・都道府県別調査結果	26
参考資料 7 高濃度検出井戸における汚染原因及び対策等の状況	32
参考資料 8 要監視項目の測定結果について	44
. 地下水汚染事例に関する実態把握調査の結果について	45
1. 調査について	45
2. 地下水汚染事例件数とその判明の状況	47
3. 地下水の用途と飲用指導等の措置の実施状況	58
4. 汚染原因の状況	59
5. 工場・事業場を原因とする地下水汚染対策の状況	63
6. 廃棄物を原因とする地下水汚染対策の状況	69
7. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策の状況	70
8. 地下水浄化等の対策の実施状況	73
9. 地下水汚染の公表の実施状況	76

・平成17年度地下水質測定結果について

1.はじめに

地下水の水質（以下「地下水質」という）については、水質汚濁防止法第15条に基づき、都道府県知事が水質の汚濁の状況を常時監視し、その結果を環境大臣に報告することとされている。平成元年度以来、都道府県知事が毎年度作成する水質測定計画に従って、国及び地方公共団体によって地下水質の測定が実施されている。

本報告は、水質汚濁防止法第15条に基づく常時監視として平成17年度に実施された、地下水質の測定結果を取りまとめたものである。

2.調査内容

（1）調査対象物質

調査対象物質は、環境基本法第16条に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下、環境基準という）が定められている以下の26項目（平成17年4月1日現在）である。各項目の基準値については参考資料2を参照。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素

（2）調査区分

地下水質の調査は、その目的によって以下の3つの調査区分に分類される。各調査方法については参考資料3を参照。

① 概況調査

地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査

② 汚染井戸周辺地区調査

概況調査又は事業者からの報告等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する調査

③ 定期モニタリング調査

汚染が確認された後の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に実施する調査

3.調査実施状況

（1）調査対象市区町村数

平成17年度に調査が行われた井戸が存在する市区町村数は、以下のとおりであった。

- ・概　　況　　調　　査： 1,142 市区町村（全市区町村数の 62%）
- ・汚染井戸周辺地区調査： 194 市区町村（全市区町村数の 11%）
- ・定期モニタリング調査： 895 市区町村（全市区町村数の 49%）
- ・全　　調　　査　　区　　分　　総　　計： 1,385 市区町村（全市区町村数の 75%）

(日本の全市区町村数は、平成 18 年 3 月 31 日現在 1,844 市区町村（総務省）)

なお、概況調査は、分割した調査区域を順次調査して数年間で地域全体を調査する「ローリング方式」を導入している地方公共団体が多く、単年度で全地域を調査しているとは限らない。

(2) 各調査の実施状況

平成 17 年度に調査が行われた井戸数は、以下のとおりであった。（表 1）

- ・概況調査： 4,691 本（前年度から 264 本減、前年度比 95%）
- ・汚染井戸周辺地区調査： 1,757 本（前年度から 109 本減、前年度比 94%）
- ・定期モニタリング調査： 5,048 本（前年度から 122 本減、前年度比 98%）

また、平成 5 年度からの調査井戸数の推移を図 1 に示す。

概況調査は、最近 3 年度連続して調査井戸数が減少している。汚染井戸周辺地区調査は、調査井戸数が最も多かった平成 12 年度から約半数に減少しているが、依然 1,757 本で実施されており、新たな汚染が発見されていることがわかる。定期モニタリング調査の調査井戸数は、前年度より僅かに減少したものの、依然 5,000 本を超える過去最高水準を維持している。

また、都道府県別の各調査の実施状況を参考資料 5 に示す。なお、調査に係る状況の変化としては、平成 17 年度から、いわゆる三位一体の改革によって水質測定に係る国庫補助金が廃止され、地方公共団体に税源移譲されている。

4. 調査結果

(1) 概況調査

概況調査の結果を表 2 に示す。

実施した井戸 4,691 本のうち、297 本の井戸において地下水の環境基準を超過する項目が見られ、全体の環境基準超過率は 6.3% であった。

項目別の環境基準超過率は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 4.2% と最も高く、次いで、砒素 (1.8%)、ふつ素 (0.8%)、鉛 (0.4%)、トリクロロエチレン (0.3%)、シス-1,2-ジクロロエチレン (0.2%)、テトラクロロエチレン (0.2%) の順であった。

前年度と比較すると、概況調査全体の環境基準超過率 (6.3%) は、前年度の 7.8% から減少した。項目別では、特に、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (4.2%) が、前年度の 5.5% から比較的大きく減少しており、その他の項目でも環境基準超過率が前年度から減少した項目が多かった。

しかし、概況調査は、毎年度必ずしも同じ井戸で実施するとは限らないことや、過去に汚染が発見され、調査区分が定期モニタリング調査に変更された井戸が多数蓄積されていることを考慮すると、概況調査の環境基準超過率の減少によって、地下水汚染の状況が改善しているとは判断できない。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸周辺地区調査結果を表 3 に示す。

汚染井戸周辺地区調査は、汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びその分解生成物に限定して行われる例が多く、この調査の実施状況は、汚染発見の傾向と見ることもできる。調査が実施された主な項目は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、砒素、トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ふつ素などであった。

前年度と比較すると、調査実施井戸数が比較的大きく減少した項目は、テトラクロロエチレン等の

揮発性有機化合物や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で、比較的大きく増加した項目は、ふつ素、ほう素であった。

汚染範囲の把握という視点では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は周辺井戸の環境基準超過率が35%を超えており、汚染が比較的広範囲に及ぶ傾向にあることがわかる。砒素、ふつ素についても広範囲に及ぶ傾向にある。

(3) 定期モニタリング調査

定期モニタリング調査結果を表4に示す。

実施した井戸5,048本のうち、1,950本の井戸において環境基準超過が見られた。

項目別の環境基準超過井戸の本数は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が651本と最も多く、次いで、テトラクロロエチレン(559本)、砒素(293本)、トリクロロエチレン(263本)、シス-1,2-ジクロロエチレン(173本)、ふつ素(108本)の順であった。

前年度と比較すると、環境基準超過井戸の本数(1,950本)は、前年度の1,894本から56本増加した。また、項目別においても前年度から増加している項目がほとんどであった。

このように、概況調査の環境基準超過率に表れないが、環境基準を超過している井戸が、依然として多数存在していることがわかる。

5. 過年度からの調査結果の推移

(1) 概況調査の環境基準超過率の推移

概況調査の環境基準超過率が比較的高い項目について、その推移を図2に示す。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については比較的高い値で推移しているが、最近2年度連続して減少しており、平成17年度は調査開始以来の最低値となった。テトラクロロエチレンやトリクロロエチレンについては、平成元年度以降減少傾向が見られたが、平成10年度以降は概ね横ばいである。砒素やふつ素については、最近数年概ね横ばいである。

ただし、前述のとおり、この結果のみで地下水汚染の状況が改善しているとは判断できない。

(2) 定期モニタリング調査の環境基準超過井戸本数の推移

定期モニタリング調査の環境基準超過井戸本数が比較的多い項目について、その推移を図3に示す。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、平成11年度以降急増を続けており、平成17年度においても過去最高本数であった。テトラクロロエチレンやトリクロロエチレンについては、長期的にはピーク時より減少傾向であるが、平成16年度から平成17年度にかけては、微増していた。砒素、ふつ素については、調査開始時より緩やかな増加を続けている。

6. 環境基準超過井戸の存在状況

環境基準超過井戸が存在する市区町村図を図4～6に示す。これは、平成13～17年度の全調査区分において、一度でも環境基準を超える値が検出されたことのある井戸が存在する市区町村を、揮発性有機化合物、重金属等、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3分類別に示したものである。集計対象を5年間としたのは、概況調査にローリング方式を導入している地方公共団体が多く、その一巡期間が概ね3～5年であるためである。

7. 環境省の地下水の水質保全に係る取組について

地下水の水質保全に係る施策体系と環境省の取組について参考資料1に示す。また、今後の取組について以下に示す。

(1) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が一定量以上含まれる水を摂取すると、乳児を中心に血液の酸素運搬能力が失われ酸欠になる疾患（メトヘモグロビン血症）を引き起こすことが知られている。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染は、施肥、家畜排せつ物、生活排水等、汚染原因が多岐にわたり、また、汚染が広範囲に及ぶ場合が多い。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、平成11年2月に環境基準項目に追加され、平成11年度より水質汚濁防止法に基づく常時監視が行われており、他の項目に比べて、概況調査では環境基準超過率が最も高く、定期モニタリング調査においても環境基準超過本数が最も多いのが現状である。

環境省では、これまで硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策として、地域の実情に応じた効果的な窒素負荷低減対策を推進するためのマニュアルや事例集の作成を行ってきた。また、面的に広がりのある汚染を効果的に浄化する手法を確立するため浄化技術の実証調査や、地域の実情に応じた実行可能な対策の立案・実施など総合的な対策を支援するモデル事業を実施しているところであり、これらの成果を受けて、総合的な硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策を推進していくこととしている。

(2) 今後のモニタリングのあり方の検討

地下水質のモニタリングは、「概況調査」で測定地点を移動しながら数年で地域全体の概況を把握する方式が一般的となっているが、こうした概況把握の中で地下水の汚染が見つかれば、汚染の範囲の確定のための「汚染井戸周辺地区調査」や、その後の水質の追跡のための「定期モニタリング調査」を行う構造となっており、調査が進むにつれ、調査対象井戸が増加する傾向にある。また、平成17年度より、いわゆる三位一体の改革により、地方公共団体の水質モニタリング事務に対する国庫補助金が廃止され、地方公共団体では、税源移譲された原資を元に、自らの裁量を活かしながら、確実かつ効率的にモニタリングを行っていく必要がある。

環境省では、こうした背景を踏まえ、環境保全上望ましい地下水質モニタリングの水準を改めて検討し、こうした水準を地方公共団体の裁量を活かしながら確保する方策について取りまとめる目的として、平成17年度に「地下水質モニタリングのあり方に関する検討会」を設置し、中間報告書をとりまとめたところである。今後も中間報告書で示された継続的な検討が必要な事項等について検討していく予定である。継続的な検討が必要な事項として以下のようないふしが挙げられている。

- 都道府県の水質測定計画や測定結果について国で評価する場の設定
- 簡易、自動測定機器による測定、代替指標による汚染有無のスクリーニング技術等、先進的或いは迅速なモニタリング技術の開発等
- 概況調査以外の調査も勘案した環境基準達成状況の評価のあり方
- 環境基準の超過事例における自然的要因の判断のあり方について
- 測定計画に基づく調査以外の地下水測定データの集積、活用について

表1 調査井戸数

項目	調査区分	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査
カドミウム		3,092	56	216
全シアン		2,830	28	218
鉛		3,374	162	306
六価クロム		3,286	58	267
砒素		3,457	411	834
総水銀		3,120	108	256
アルキル水銀		1,008	77	34
P C B		1,883	30	61
ジクロロメタン		3,381	52	730
四塩化炭素		3,554	106	1,017
1,2-ジクロロエタン		3,136	55	1,102
1,1-ジクロロエチレン		3,584	264	2,026
シス-1,2-ジクロロエチレン		3,593	332	2,159
1,1,1-トリクロロエタン		3,739	207	2,123
1,1,2-トリクロロエタン		3,127	74	1,014
トリクロロエチレン		3,968	370	2,704
テトラクロロエチレン		3,961	328	2,710
1,3-ジクロロプロパン		2,886	41	437
チウラム		2,322	4	222
シマジン		2,402	4	222
チオベンカルブ		2,319	4	222
ベンゼン		3,389	122	517
セレン		2,599	48	218
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		4,122	714	1,815
ふつ素		3,703	270	601
ほう素		3,342	145	396
全 体		4,691	1,757	5,048

※備考：調査井戸総数は 11,347 本である。なお、同一井戸で複数区分の調査を実施している場合がある。

(参考)平成16年度全体	4,955	1,866	5,170
--------------	-------	-------	-------

※備考：調査井戸総数は 11,851 本である。

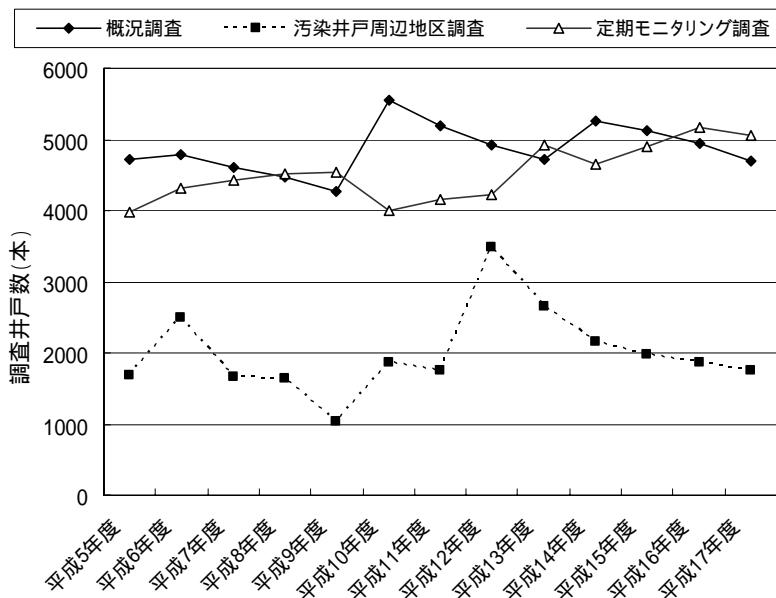


図1 調査井戸数の推移

表2 概況調査の結果

項目	概況調査結果					(参考)H16年度 概況調査結果		
	調査数 (本)	検出数 (本)	検出率 (%)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)
カドミウム	3,092	10	0.3	0	0	3,247	0	0
全シアン	2,830	0	0	0	0	2,723	0	0
鉛	3,374	109	3.2	15	0.4	3,566	14	0.4
六価クロム	3,286	2	0.1	0	0	3,420	0	0
砒素	3,457	364	10.5	61	1.8	3,666	74	2.0
総水銀	3,120	3	0.1	3	0.1	3,235	5	0.2
アルキル水銀	1,008	0	0	0	0	993	0	0
PCB	1,883	0	0	0	0	1,899	0	0
ジクロロメタン	3,381	3	0.1	0	0	3,535	0	0
四塩化炭素	3,554	27	0.8	3	0.1	3,661	4	0.1
1,2-ジクロロエタン	3,136	8	0.3	0	0	3,267	0	0
1,1-ジクロロエチレン	3,584	24	0.7	1	0.0	3,744	2	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	3,593	37	1.0	7	0.2	3,743	5	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	3,739	78	2.1	0	0	3,990	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	3,127	3	0.1	0	0	3,259	1	0.0
トリクロロエチレン	3,968	97	2.4	11	0.3	4,234	18	0.4
テトラクロロエチレン	3,961	134	3.4	6	0.2	4,248	22	0.5
1,3-ジクロロプロペン	2,886	1	0.0	0	0	3,043	0	0
チウラム	2,322	1	0.0	0	0	2,472	0	0
シマジン	2,402	1	0.0	0	0	2,628	0	0
チオベンカルブ	2,319	1	0.0	0	0	2,539	0	0
ベンゼン	3,389	4	0.1	2	0.1	3,524	0	0
セレン	2,599	29	1.1	1	0.0	2,698	1	0.0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4,122	3,470	84.2	174	4.2	4,260	235	5.5
ふつ素	3,703	1,248	33.7	30	0.8	3,542	19	0.5
ほう素	3,342	1,034	30.9	5	0.1	3,499	8	0.2
全 体	4,691	3,959	84.4	297	6.3	4,955	387	7.8

注1：検出数とは各項目の物質を検出した井戸の数であり、検出率とは調査数に対する検出数の割合である。

超過数とは環境基準を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

環境基準超過の評価は年間平均値による。ただし、全シアンについては最高値とする。

注2：全体とは全項目を併せたもので、全体の超過数とは何らかの項目で環境基準超過があった井戸の数であり、全体の超過率とは全調査数に対する何らかの項目で環境基準超過があった井戸の数の割合である。

表3 汚染井戸周辺地区調査の結果

項目	汚染井戸周辺地区調査結果					(参考)H16年度汚染井戸周辺地区調査結果
	調査数 (本)	検出数 (本)	検出率 (%)	超過数 (本)	超過率 (%)	
カドミウム	56	2	3.6	0	0	73
全シアン	28	0	0	0	0	46
鉛	162	13	8.0	6	3.7	145
六価クロム	58	1	1.7	0	0	49
砒素	411	170	41.4	100	24.3	441
総水銀	108	6	5.6	6	5.6	63
アルキル水銀	77	0	0	0	0	33
PCB	30	0	0	0	0	26
ジクロロメタン	52	0	0	0	0	141
四塩化炭素	106	8	7.5	1	0.9	221
1,2-ジクロロエタン	55	0	0	0	0	172
1,1-ジクロロエチレン	264	6	2.3	4	1.5	404
シス-1,2-ジクロロエチレン	332	57	17.2	29	8.7	409
1,1,1-トリクロロエタン	207	13	6.3	0	0	389
1,1,2-トリクロロエタン	74	1	1.4	0	0	191
トリクロロエチレン	370	81	21.9	21	5.7	457
テトラクロロエチレン	328	88	26.8	39	11.9	477
1,3-ジクロロプロペン	41	0	0	0	0	103
チウラム	4	0	0	0	0	4
シマジン	4	0	0	0	0	4
チオベンカルブ	4	0	0	0	0	4
ベンゼン	122	2	1.6	1	0.8	107
セレン	48	1	2.1	0	0	32
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	714	690	96.6	221	31.0	928
ふつ素	270	183	67.8	47	17.4	142
ほう素	145	76	52.4	9	6.2	92
全 体	1,757	1,171	66.6	440	25.0	1,866

注1：検出数とは各項目の物質を検出した井戸の数であり、検出率とは調査数に対する検出数の割合である。

超過数とは環境基準を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

環境基準超過の評価は年間平均値による。ただし、全シアンについては最高値とする。

注2：全体とは全項目を併せたもので、全体の超過数とは何らかの項目で環境基準超過があった井戸の数であり、全体の超過率とは全調査数に対する何らかの項目で環境基準超過があった井戸の数の割合である。

表4 定期モニタリング調査の結果

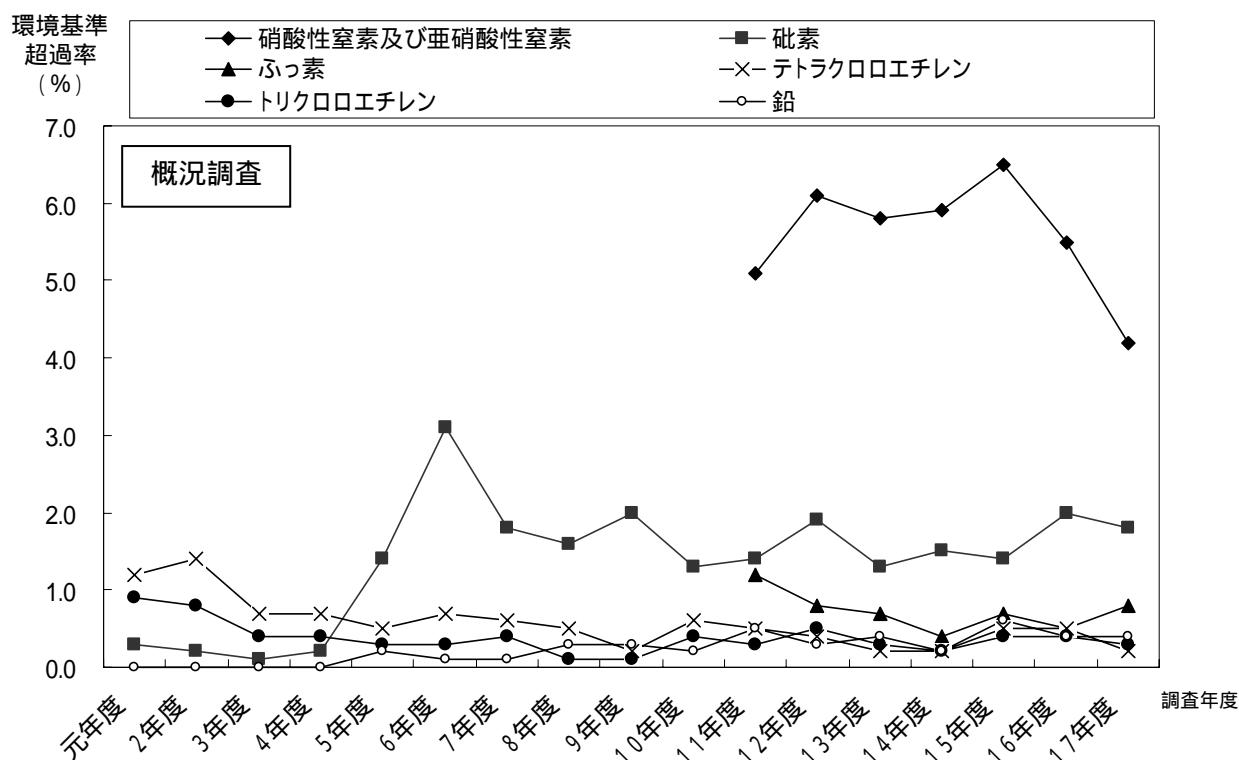
項目	定期モニタリング調査結果					(参考)H16年度定期モニタリング調査結果
	調査数 (本)	検出数 (本)	検出率 (%)	超過数 (本)	超過率 (%)	
カドミウム	216	1	0.5	0	0	246
全シアン	218	1	0.5	1	0.5	236
鉛	306	29	9.5	10	3.3	344
六価クロム	267	18	6.7	14	5.2	291
砒素	834	411	49.3	293	35.1	727
総水銀	256	14	5.5	14	5.5	289
アルキル水銀	34	0	0	0	0	52
PCB	61	0	0	0	0	117
ジクロロメタン	730	5	0.7	1	0.1	877
四塩化炭素	1,017	105	10.3	26	2.6	1,287
1,2-ジクロロエタン	1,102	31	2.8	7	0.6	1,104
1,1-ジクロロエチレン	2,026	161	7.9	46	2.3	2,077
シス-1,2-ジクロロエチレン	2,159	516	23.9	173	8.0	2,258
1,1,1-トリクロロエタン	2,123	289	13.6	1	0.0	2,320
1,1,2-トリクロロエタン	1,014	21	2.1	4	0.4	1,107
トリクロロエチレン	2,704	920	34.0	263	9.7	2,922
テトラクロロエチレン	2,710	1,346	49.7	559	20.6	2,950
1,3-ジクロロプロペン	437	2	0.5	0	0	520
チウラム	222	0	0	0	0	204
シマジン	222	0	0	0	0	204
チオベンカルブ	222	0	0	0	0	204
ベンゼン	517	6	1.2	3	0.6	604
セレン	218	1	0.5	0	0	242
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1,815	1,711	94.3	651	35.9	1,750
ふつ素	601	308	51.2	108	18.0	441
ほう素	396	295	74.5	32	8.1	291
全 体	5,048	4,104	81.3	1,950	38.6	5,170

注1：検出数とは各項目の物質を検出した井戸の数であり、検出率とは調査数に対する検出数の割合である。

超過数とは環境基準を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

環境基準超過の評価は年間平均値による。ただし、全シアンについては最高値とする。

注2：全体とは全項目を併せたもので、全体の超過数とは何らかの項目で環境基準超過があった井戸の数であり、全体の超過率とは全調査数に対する何らかの項目で環境基準超過があった井戸の数の割合である。



注1：概況調査における測定井戸は、年ごとに異なる。(同一の井戸で毎年測定を行っているわけではない。)

注2：地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は評価基準とされていた。(砒素の評価基準は、平成5年度に「0.05mg/L以下」から、「0.01mg/L以下」に改定された。)

注3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素は、平成11年に環境基準に追加された。

図2 概況調査における環境基準超過率の推移

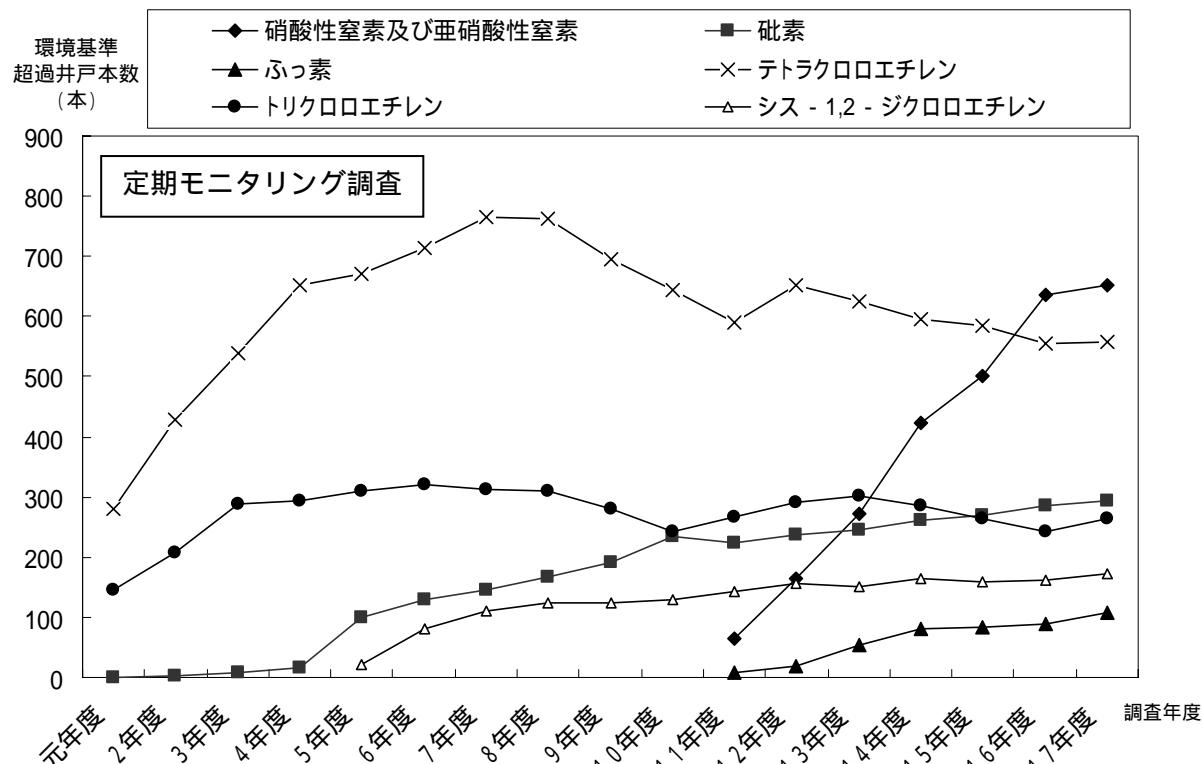
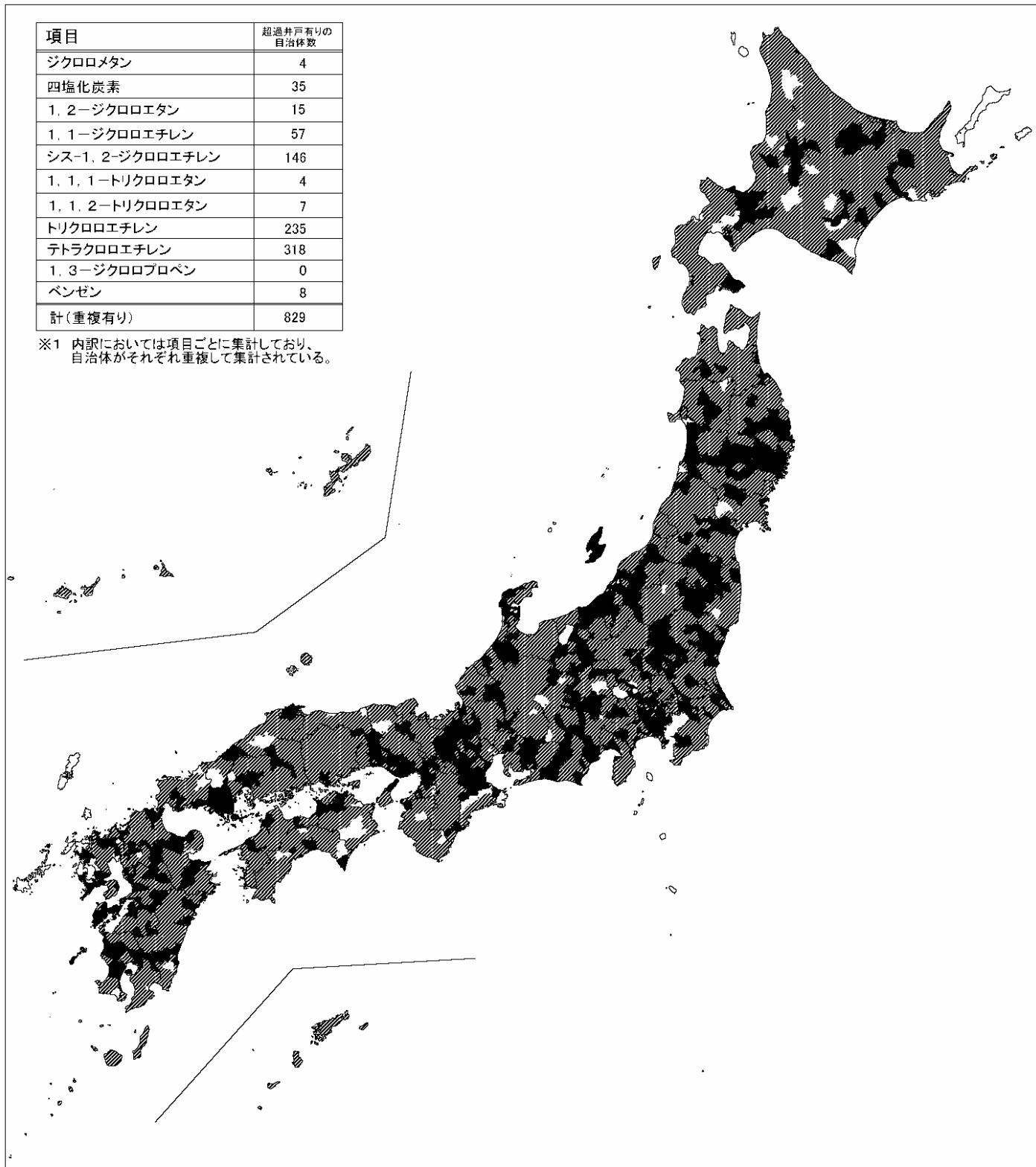


図3 定期モニタリング調査における環境基準超過井戸本数の推移

図4 環境基準超過井戸が存在する市区町村図(揮発性有機化合物)

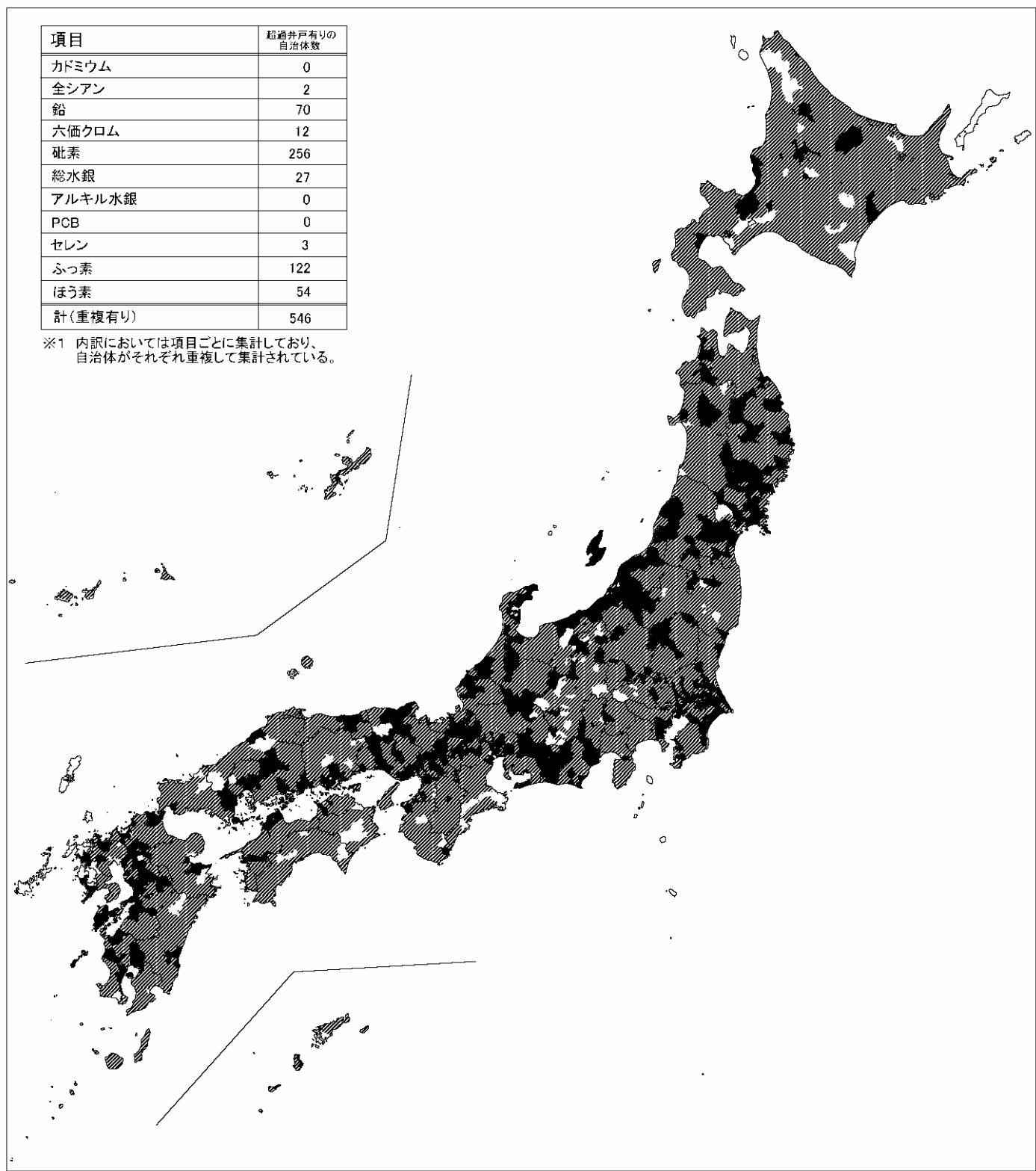


(注)超過井戸の存在状況を市町村単位で色付けしたものであり、地下水の汚染範囲を示したものではない。

調査井戸なし
■ 超過井戸なし
■ 超過井戸あり

(平成13~17年度の全調査区分における超過井戸の有無)

図5 環境基準超過井戸が存在する市区町村図(重金属等)

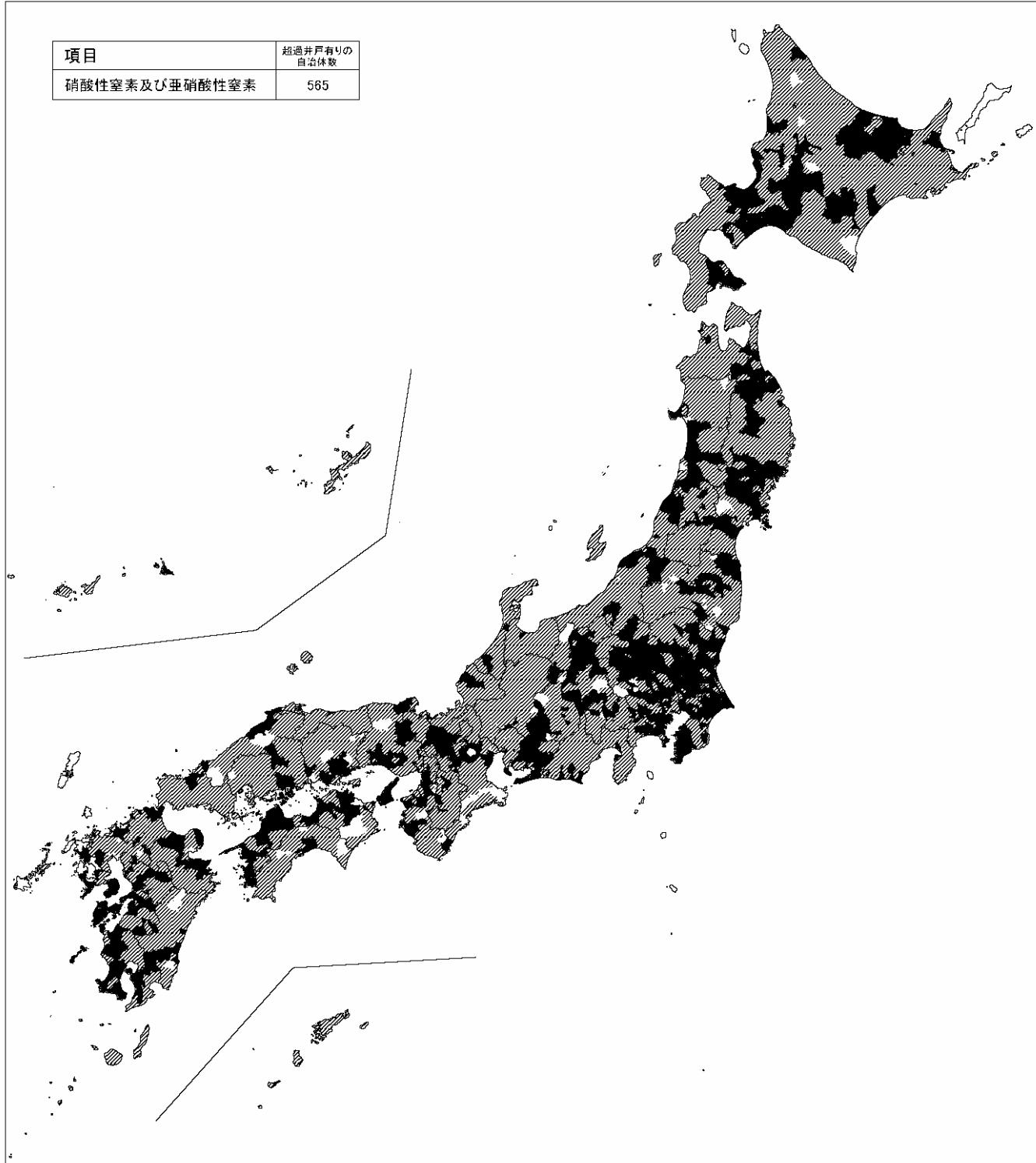


(注)超過井戸の存在状況を市町村単位で色付けしたものであり、地下水の汚染範囲を示したものではない。

- 調査井戸なし
- 超過井戸なし
- 超過井戸あり

(平成13~17年度の全調査区分における超過井戸の有無)

図6 環境基準超過井戸が存在する市区町村図(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)



(注)超過井戸の存在状況を市町村単位で色付けしたものであり、地下水の汚染範囲を示したものではない。

- 調査井戸なし
- ▨ 超過井戸なし
- 超過井戸あり

(平成13~17年度の全調査区分における超過井戸の有無)

参考資料1 地下水の水質保全に係る施策体系と環境省のこれまでの取組

1. 地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定

環境基本法第16条の規定に基づき、カドミウム等26項目について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（環境基準）を設定。

2. 水質汚濁防止法に基づく規制等

(1) 地下浸透規制

有害物質を含む水の地下への浸透を禁止。

（水質汚濁防止法第12条の3）

(2) 都道府県による常時監視

都道府県知事は測定計画に基づいて地下水の水質汚濁の状況を常時監視し、その結果を公表。

（水質汚濁防止法第15条、16条、17条）

(3) 淨化措置命令

特定事業場において有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、人の健康被害が生じ、または生ずるおそれのある場合、都道府県知事は特定事業場の設置者に対して海化措置をとることを命令。

（水質汚濁防止法第14条の3）

3. 指針等の策定

(1) 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針(平成11年1月)

土壌・地下水汚染について、調査から対策までの手法を示した指針を策定。

(2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル(平成13年7月)

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が常時監視等により判明した場合に、都道府県等が汚染原因の把握や負荷低減対策等を実施する際の調査内容、留意点等を示したマニュアルを策定。

(3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る土壤管理指針(平成13年7月)

施肥対策を含めた土壤管理の進め方の手法を示した指針を農林水産省とともに策定。

4. 主な地下水質保全施策

(1) 揮発性有機化合物等による地下水汚染対策に関するパンフレットの作成(平成16年7月)

汚染された地下水を経済的・効率的に海化する技術の開発・普及を図るため、環境省がこれまで実施してきた地下水海化技術に関する実証調査の結果を基に、各海化技術の概要、適用条件、実証実験結果等を整理したパンフレット「地下水をきれいにするために」を作成。

（参照； <http://www.env.go.jp/water/chikasui/panf/index.html>）

(2) 硝酸性窒素による地下水汚染対策事例集の作成(平成16年7月)

地方公共団体等による地域の実情に応じた硝酸性窒素対策を推進するため、先進的な地方公共団体の窒素負荷低減対策に関する取組事例等を紹介した事例集を作成。

（参照； http://www.env.go.jp/water/chikasui/no3_taisaku/index.html）

(3) 硝酸性窒素海化技術開発普及等調査の推進(平成16年度～)

硝酸性窒素による地下水汚染が認められる地域において、海化技術の実証調査を実施し、技術の有効性・経済性・適用条件等を評価し、面的に広がりのある硝酸性窒素による地下水汚染を効果的に海化するための手法を確立する。

（参照； http://www.env.go.jp/water/chikasui/no3_kaihatu/index.html）

(4) 硝酸性窒素総合対策モデル事業の推進(平成17年度～)

硝酸性窒素による地下水汚染が認められる地域において、汚染原因の把握、地域の実情に応じた実行可能な硝酸性窒素対策の立案・実施、対策の効果の定量的な予測・評価に必要となる調査を実施し、総合的に対策を講じる手法を支援する。

参考資料2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条に基づく、地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環告10号)で下表のとおり定められている。

表 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目及び基準値

項目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.01 mg/L 以下	
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.05 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	平成11年追加
ふつ素	0.8 mg/L 以下	〃
ほう素	1.0 mg/L 以下	〃
(備考)		
1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2.「検出されないこと」とは、別に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

参考資料3 地下水質測定における調査区分について

地下水質の調査方法については、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成元年9月14日通知）別紙の「地下水質調査方法」によることを基本としており、このことは処理基準としても定めている。処理基準に定められた調査地点等の考え方の部分について抜粋し、以下に示す。

調査地点、項目、頻度等については、次によることとする。

①調査地点

ア. 概況調査

- (ア) 地下水の流動や地質構造等を把握したうえで、地域全体が把握できる地点を選定し、継続的に調査する。
- (イ) (ア)のような地点の選定が困難な場合、地下水汚染を発見するという観点から、平野部では人口密度や工場・事業場等の立地状況を勘案したうえでメッシュ等に分割し、調査地点が偏在しないよう調査区域を選定し、分割した調査区域の中から毎年調査区域を選定して順次調査を行い、数年間で地域全体を調査する（以下「ローリング方式」という）。
- (ウ) メッシュの間隔は地域の特性などを考慮する必要があるが、市街地では1～2km、その周辺地域では4～5kmを目安とする。
- (エ) 選定された調査区域の中から調査地点を選ぶ場合は、過去に有害物質を使用した工場・事業場等の立地状況、地下水の利用の状況等を勘案し、汚染の可能性が高い地域及び汚染による利水影響が大きいと考えられる地域を重点的に調査する。特に、工場・事業場等の立地の状況等から汚染の可能性が高い井戸、汚染された場合に多数の人の健康に影響を与える可能性が高い井戸、未調査の井戸の調査を優先して行うこととする。なお、山間部等の地域では土地利用、地下水利用、地下水流動、水文地質の状況等を把握し、代表となる場所を調査地点とする。
- (オ) 地下水の汚染が鉛直方向に広がることに留意し、帶水層別の地下水の水質についても併せて測定する。
- (カ) ローリング方式を採用する場合、3～5年で調査を一巡することを目安とする。測定データが十分に集積されてきた地域においては利水状況や汚染の可能性を考慮しつつ、一巡の期間を適宜延長することができる。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

- (ア) 調査範囲の設定に当たっては、帶水層の鉛直分布を考慮しつつ、汚染物質の種類、帶水層の構造、地下水の流向・流速等を勘案し、汚染が想定される範囲全体が含まれるようにする。
- (イ) ただし、(ア)のような検討が困難な場合、まず汚染が発見された井戸から半径500m程度の範囲を調査し、地下水汚染の方向を確認する。調査範囲全体に汚染が見られる場合は、段階的に範囲を広げて調査する。
- (ウ) 地下水の流向がわかっている場合には、その方向に帶状に調査する。
- (エ) 調査地点については、汚染による利水影響が大きいと考えられる井戸を重点的に調査する。飲用に供されている井戸については、特段の理由がない限り調査する。なお、調査範囲が広く、対象となる井戸が多い場合は、飲用井戸の調査を優先しつつ、区域を分け順次調査を行う。
- (オ) 既存の井戸を調査することが基本であるが、汚染範囲を的確に把握することが困難となるような大きな空白地区が生じる場合は、観測井を設置することも考慮する。

ウ. 定期モニタリング調査

- (ア) 工場・事業場等の立地の状況、地下水の利用の状況等を勘案し、地域の地下水の水質の経年変化を把握する上で、代表的な地点を選定する。なお、汚染地区の定期モニタリングに当たっては、汚染源近傍地点及び下流側の未汚染地点を含むことが望ましい。
- (イ) より効果的な監視を行うために、必要に応じて観測井を設置することも考慮する。

②調査項目

ア. 地下水の水質調査は地下水の水質汚濁に係る環境基準項目について実施することとする。また、水質調査を実施する際には、井戸の地点名、位置、深度、浅井戸／深井戸の別※、用途等の諸元についてできるだけ把握する。さらに、地下水の特性把握に必要な項目については適宜調査を行うものとする。

※ここでは不圧帶水層から採取する井戸を浅井戸、被圧帶水層から採取する井戸を深井戸という。

イ. なお、汚染の可能性が極めて低いと考えられる場合には、測定計画にその根拠を示した上で、一時的に対象物質を減ずることができるものとする。汚染の可能性が極めて低いとする目安としては、以下のようなものが考えられる。

(ア) 概況調査

ア) 同一調査区域内で、土地利用等から判断して汚染の可能性が低い項目について、過去2ないし3回連続して定量下限値以下であった場合は、一時的に調査項目から除外し、測定頻度を落とすこととしてもよい。ただし、自然的原因の可能性のある項目については、地質等も十分検討の上、除外するかどうかを慎重に判断する必要がある。

イ) なお、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定することにしてもよい。

(イ) 汚染井戸周辺地区調査及び定期モニタリング調査

周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物に限定して測定することにしてよい。

③調査の頻度

ア. 概況調査

(ア) 年次計画を立てて実施する場合は、当該年度の対象井戸については、年1回以上実施することとする。なお、季節的な変動を考慮することが望ましい。

(イ) 地下水の流動や汚染物質の使用状況を考慮して、数年後に再度調査を行うこととする。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

汚染発見後、できるだけ早急に実施することとする。1地区の調査は、降雨等の影響を避け、できるだけ短期間に行うことが望ましい。

ウ. 定期モニタリング調査

(ア) 対象井戸について、年1回以上実施することとし、調査時期は毎年同じ時期に設定することとする。なお、季節的な変動を考慮することが望ましい。

(イ) 汚染源における浄化対策の実施等により定期モニタリング調査を終了する場合には、調査地点で環境基準を満たすこと、及び再度汚染範囲内で地下水質調査を行い、一定期間環境基準以下であることを確認することとする。

参考資料4 環境基準項目別地下水質測定結果

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		定期モニタリング 調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
カドミウム	元	1,552	0	0	0	0	52	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	2	3,258	0	0	17	0	282	0		
	3	3,026	0	0	26	0	477	0		
	4	2,799	3	0.1	34	0	585	0		
	5	2,625	0	0	113	0	641	0		
	6	2,204	0	0	50	0	687	0		
	7	2,122	0	0	86	0	646	0		
	8	2,100	0	0	26	0	680	0		
	9	2,094	0	0	41	0	748	0		
	10	3,102	0	0	50	0	340	0		
	11	3,152	1	0.0	30	0	333	0		
	12	2,997	0	0	35	0	252	0		
	13	3,003	0	0	45	0	237	0		
	14	3,242	0	0	25	0	298	0		
	15	3,591	0	0	31	0	308	0		
	16	3,247	0	0	73	0	246	0		
	17	3,092	0	0	56	0	216	0		
全シアン	元	1,561	1	0.1	10	0	55	0	評価基準	検出され ないこと
	2	3,170	0	0	29	0	272	0		
	3	2,961	0	0	24	0	444	1		
	4	2,699	0	0	25	0	554	0		
	5	2,462	0	0	46	0	609	1		
	6	1,995	0	0	32	0	648	0		
	7	2,010	0	0	41	0	626	0		
	8	1,899	0	0	25	0	645	0		
	9	1,909	0	0	45	0	715	0		
	10	2,659	0	0	42	0	282	0		
	11	2,786	0	0	25	0	297	0		
	12	2,616	0	0	26	0	230	0		
	13	2,660	0	0	47	0	225	0		
	14	2,639	0	0	28	2	284	0		
	15	2,870	0	0	50	2	300	0		
	16	2,723	0	0	46	0	236	0		
	17	2,830	0	0	28	0	218	1		
鉛	元	1,566	0	0	0	0	51	0	評価基準	0.1 mg/L 以下
	2	3,299	1	0.0	27	0	288	1		
	3	3,043	0	0	36	0	486	2		
	4	2,802	0	0	30	0	609	5		
	5	2,627	6	0.2	121	4	667	3		
	6	2,523	2	0.1	58	0	700	6		
	7	2,506	3	0.1	96	0	675	7		
	8	2,483	7	0.3	73	2	709	4		
	9	2,456	8	0.3	71	6	771	8		
	10	3,312	8	0.2	90	1	374	5		
	11	3,198	15	0.5	84	0	374	7		
	12	3,360	10	0.3	82	3	298	13		
	13	3,362	13	0.4	110	4	275	6		
	14	3,484	8	0.2	149	7	346	8		
	15	3,689	21	0.6	164	6	349	7		
	16	3,566	14	0.4	145	2	344	11		
	17	3,374	15	0.4	162	6	306	10		

注：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		定期モニタリング 調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
六価クロム	元	1,652	0	0	0	0	76	0	評価基準	0.05 mg/L 以下
	2	3,361	1	0.0	23	0	301	4		
	3	3,077	1	0.0	24	0	478	0		
	4	2,822	0	0	25	0	616	8		
	5	2,676	1	0.0	81	0	683	5		
	6	2,525	0	0	32	0	717	8		
	7	2,331	0	0	82	0	685	8		
	8	2,306	0	0	25	0	710	11		
	9	2,290	1	0.0	45	0	781	12		
	10	3,232	0	0	60	0	403	11		
	11	3,129	0	0	25	0	376	11		
	12	3,187	1	0.0	49	2	285	9		
	13	3,175	0	0	38	2	264	11		
	14	3,308	0	0	25	0	325	11		
	15	3,562	1	0.0	60	1	334	10		
	16	3,420	0	0	49	0	291	15		
	17	3,286	0	0	58	0	267	14		
砒素	元	1,537	4	0.3	125	7	51	0	評価基準	0.05 mg/L 以下
	2	3,219	5	0.2	316	7	303	3		
	3	2,941	4	0.1	316	8	508	9		
	4	2,747	5	0.2	133	4	708	16		
	5	2,561	37	1.4	323	83	794	100		
	6	2,914	91	3.1	689	211	913	130		
	7	2,720	48	1.8	320	79	904	146		
	8	2,648	43	1.6	548	66	975	166		
	9	2,564	52	2.0	264	53	1,059	192		
	10	3,424	45	1.3	275	32	688	234		
	11	3,310	45	1.4	186	29	695	223		
	12	3,386	65	1.9	380	83	613	238		
	13	3,422	44	1.3	284	108	626	246		
	14	3,520	53	1.5	255	49	720	261		
	15	3,760	54	1.4	217	32	727	270		
	16	3,666	74	2.0	441	138	727	285		
	17	3,457	61	1.8	411	100	834	293		
総水銀	元	1,547	0	0	0	0	51	0	評価基準	0.0005 mg/L 以下
	2	3,229	4	0.1	66	5	287	0		
	3	2,978	3	0.1	92	9	504	11		
	4	2,781	3	0.1	67	4	622	14		
	5	2,626	3	0.1	129	10	657	15		
	6	2,203	0	0	60	0	726	17		
	7	2,145	2	0.1	76	3	715	11		
	8	2,082	1	0.0	329	31	746	16		
	9	2,102	1	0.0	53	0	809	15		
	10	2,961	1	0.0	68	5	413	15		
	11	3,084	0	0	55	2	383	16		
	12	2,833	2	0.1	43	2	302	16		
	13	2,907	3	0.1	270	34	300	18		
	14	3,253	0	0	44	0	351	15		
	15	3,318	1	0.0	60	0	353	9		
	16	3,235	5	0.2	63	4	289	12		
	17	3,120	3	0.1	108	6	256	14		

注：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
 地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		定期モニタリング 調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
アルキル水銀	元	411	0	0	0	0	9	0	評価基準	検出されないこと
	2	699	0	0	17	0	216	0		
	3	848	0	0	5	0	283	0		
	4	754	0	0	28	0	270	0		
	5	621	0	0	25	0	349	0		
	6	695	0	0	20	0	433	0		
	7	630	0	0	32	0	481	0		
	8	801	0	0	28	0	454	0		
	9	748	0	0	38	0	513	0		
	10	1,315	0	0	21	0	121	0		
	11	1,278	0	0	37	0	85	0		
	12	1,048	0	0	26	0	57	0		
	13	1,075	0	0	43	0	61	0		
	14	1,020	0	0	25	0	108	0		
	15	931	0	0	24	0	106	0		
	16	993	0	0	33	0	52	0		
	17	1,008	0	0	77	0	34	0		
P C B	元	871	0	0	0	0	33	0	評価基準	検出されないこと
	2	1,823	0	0	3	0	259	0		
	3	1,897	0	0	0	0	359	0		
	4	1,522	0	0	9	0	368	0		
	5	1,512	0	0	14	0	337	0		
	6	1,110	0	0	11	0	492	0		
	7	1,241	0	0	23	0	464	0		
	8	1,196	0	0	7	0	485	0		
	9	1,096	0	0	21	0	548	0		
	10	1,852	0	0	21	0	141	0		
	11	1,930	0	0	25	0	132	0		
	12	1,818	0	0	26	0	113	0		
	13	2,044	0	0	26	0	125	0		
	14	1,738	0	0	25	0	164	0		
	15	1,816	0	0	24	0	148	0		
	16	1,899	0	0	26	0	117	0		
	17	1,883	0	0	30	0	61	0		
トリクロロエチレン	元	3,388	30	0.9	1,861	60	1,118	145	評価基準	0.03 mg/L 以下
	2	5,817	44	0.8	2,838	130	1,916	208		
	3	6,158	27	0.4	2,557	88	2,571	289		
	4	4,762	18	0.4	2,076	72	3,247	293		
	5	4,480	15	0.3	1,286	44	3,658	309		
	6	3,996	11	0.3	1,565	31	3,887	321		
	7	3,918	17	0.4	1,250	39	3,898	313		
	8	3,867	5	0.1	661	16	3,929	310		
	9	3,692	5	0.1	617	19	3,912	279		
	10	4,492	17	0.4	1,251	34	3,301	242		
	11	4,455	15	0.3	916	37	3,338	267		
	12	4,225	22	0.5	846	47	3,054	292		
	13	4,371	11	0.3	586	14	3,070	301		
	14	4,414	10	0.2	436	21	2,954	286		
	15	4,473	16	0.4	457	22	3,001	265		
	16	4,234	18	0.4	457	19	2,922	243		
	17	3,968	11	0.3	370	21	2,704	263		

注：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
 地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		定期モニタリング 調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
テトラクロ ロエチレン	元	3,388	42	1.2	1,861	216	1,121	279	評価基準	0.01 mg/L 以下
	2	5,817	79	1.4	2,847	252	1,936	429		
	3	6,158	44	0.7	2,652	301	2,564	539		
	4	4,762	35	0.7	2,171	137	3,306	651		
	5	4,480	24	0.5	1,303	108	3,678	670		
	6	3,998	29	0.7	1,634	274	3,903	713		
	7	3,916	25	0.6	1,211	68	3,941	766		
	8	3,864	18	0.5	669	47	3,983	762		
	9	3,692	8	0.2	635	40	3,965	696		
	10	4,492	28	0.6	1,255	73	3,362	645		
	11	4,451	23	0.5	921	49	3,376	589		
	12	4,225	17	0.4	825	15	3,104	653		
	13	4,374	10	0.2	620	39	3,072	624		
	14	4,414	7	0.2	435	31	2,945	595		
	15	4,472	21	0.5	431	22	2,992	586		
	16	4,248	22	0.5	477	39	2,950	556		
	17	3,961	6	0.2	328	39	2,710	559		
1,1,1 - トリ クロロエタ ン	元	2,569	2	0.1	1,122	2	929	9	暫定指導指 針	0.3 mg/L 以下
	2	4,514	1	0.0	2,191	3	1,626	9		
	3	5,135	0	0	2,259	2	2,268	11		
	4	3,952	3	0.1	1,942	5	2,874	12		
	5	3,960	0	0	1,292	2	3,383	5		
	6	3,868	1	0.0	1,431	2	3,663	7		
	7	3,827	1	0.0	1,230	0	3,691	4		
	8	3,786	0	0	681	0	3,755	3		
	9	3,603	0	0	612	0	3,636	0		
	10	4,436	1	0.0	1,189	0	3,123	0		
	11	4,362	0	0	879	0	2,987	3		
	12	4,219	0	0	808	0	2,539	2		
	13	4,290	0	0	564	0	2,586	3		
	14	4,270	0	0	377	0	2,379	2		
	15	4,312	0	0	359	0	2,417	2		
	16	3,990	0	0	389	0	2,320	3		
	17	3,739	0	0	207	0	2,123	1		
四塩化炭素	元	990	1	0.1	418	12	62	0	暫定指導指 針	0.003 mg/L 以下
	2	2,116	1	0.0	735	5	591	14		
	3	1,965	0	0	576	2	803	12		
	4	2,068	0	0	523	4	1,099	12		
	5	2,383	1	0.0	360	12	1,270	17		
	6	2,808	2	0.1	580	1	1,594	26		
	7	2,959	1	0.0	373	6	1,706	23		
	8	2,920	3	0.1	456	2	1,781	34		
	9	2,828	2	0.1	253	2	1,843	22		
	10	3,631	2	0.1	388	2	1,376	24		
	11	3,695	3	0.1	372	0	1,413	21		
	12	3,675	2	0.1	291	3	1,272	24		
	13	3,700	0	0	313	2	1,341	22		
	14	3,814	3	0.1	232	5	1,323	22		
	15	3,824	0	0	146	0	1,318	22		
	16	3,661	4	0.1	221	2	1,287	23		
	17	3,554	3	0.1	106	1	1,017	26		

注：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
 地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		定期モニタリング 調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
ジクロロメタン	5	964	0	0	2	0	368	0	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,639	0	0	88	0	738	1		
	7	2,915	0	0	151	0	705	1		
	8	2,904	0	0	193	0	1,035	2		
	9	2,805	2	0.1	124	0	1,167	0		
	10	3,729	1	0.0	349	0	768	0		
	11	3,740	0	0	223	0	770	3		
	12	3,534	0	0	229	0	744	0		
	13	3,548	1	0.0	280	0	802	0		
	14	3,635	1	0.0	146	0	835	0		
	15	3,865	1	0.0	169	1	890	0		
	16	3,535	0	0	141	0	877	0		
	17	3,381	0	0	52	0	730	1		
1,2-ジクロロエタン	5	924	0	0	29	0	399	0	評価基準	0.004 mg/L 以下
	6	2,643	1	0.0	169	0	822	1		
	7	2,853	0	0	271	1	867	0		
	8	2,856	0	0	212	1	1,210	4		
	9	2,762	1	0.0	123	0	1,295	2		
	10	3,580	0	0	328	9	867	5		
	11	3,687	1	0.0	254	0	1,030	7		
	12	3,301	0	0	296	6	959	6		
	13	3,316	0	0	345	1	1,055	12		
	14	3,360	2	0.1	155	0	1,094	11		
	15	3,555	0	0	148	0	1,129	9		
	16	3,267	0	0	172	0	1,104	9		
	17	3,136	0	0	55	0	1,102	7		
1,1-ジクロロエチレン	5	1,010	1	0.1	114	0	583	6	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,671	5	0.2	299	5	1,219	13		
	7	2,897	3	0.1	479	13	1,572	31		
	8	2,907	1	0.0	411	21	1,894	32		
	9	2,862	0	0	351	3	2,010	24		
	10	3,594	2	0.1	905	9	1,685	26		
	11	3,727	1	0.0	729	3	1,804	35		
	12	3,650	2	0.1	702	11	1,831	37		
	13	3,668	0	0	535	1	1,964	41		
	14	3,771	1	0.0	244	0	1,967	40		
	15	3,846	0	0	322	2	2,032	38		
	16	3,744	2	0.1	404	2	2,077	39		
	17	3,584	1	0.0	264	4	2,026	46		
シス-1,2-ジクロロエチレン	5	1,010	9	0.9	103	1	582	22	評価基準	0.04 mg/L 以下
	6	2,670	9	0.3	444	17	1,232	81		
	7	2,896	6	0.2	482	13	1,606	110		
	8	2,854	2	0.1	390	10	1,936	124		
	9	2,867	3	0.1	347	16	2,057	124		
	10	3,617	5	0.1	1,004	33	1,734	128		
	11	3,730	6	0.2	779	18	1,944	142		
	12	3,657	12	0.3	773	46	2,010	156		
	13	3,673	5	0.1	563	16	2,172	151		
	14	3,842	8	0.2	279	7	2,189	165		
	15	3,901	7	0.2	361	4	2,258	159		
	16	3,743	5	0.1	409	3	2,258	162		
	17	3,593	7	0.2	332	29	2,159	173		

注：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
 地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		定期モニタリング 調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
1,1,2 - トリ クロロエタン	5	974	0	0	17	0	368	0	評価基準	0.006 mg/L 以下
	6	2,637	0	0	162	0	782	0		
	7	2,843	0	0	226	0	812	2		
	8	2,846	0	0	217	0	1,177	0		
	9	2,836	0	0	123	0	1,264	0		
	10	3,574	0	0	174	0	854	0		
	11	3,679	0	0	239	0	989	6		
	12	3,286	0	0	278	2	962	6		
	13	3,308	0	0	307	1	1,052	4		
	14	3,359	0	0	146	0	1,084	5		
	15	3,590	0	0	148	0	1,120	3		
	16	3,259	1	0.0	191	1	1,107	2		
	17	3,127	0	0	74	0	1,014	4		
1,3 - ジクロ ロプロペン	5	908	0	0	15	0	342	0	評価基準	0.002 mg/L 以下
	6	2,359	0	0	114	0	629	0		
	7	2,574	0	0	133	0	549	0		
	8	2,572	0	0	174	0	652	0		
	9	2,586	0	0	93	0	785	0		
	10	3,179	0	0	98	0	368	0		
	11	3,181	0	0	178	0	385	0		
	12	3,039	0	0	162	0	372	0		
	13	2,898	0	0	81	0	412	0		
	14	3,085	0	0	95	0	454	0		
	15	3,082	0	0	115	0	509	0		
	16	3,043	0	0	103	0	520	0		
	17	2,886	0	0	41	0	437	0		
チウラム	5	892	0	0	0	0	322	0	評価基準	0.006 mg/L 以下
	6	2,307	0	0	5	0	553	0		
	7	2,459	0	0	20	0	514	0		
	8	2,405	0	0	14	0	537	0		
	9	2,376	0	0	16	0	609	0		
	10	2,764	0	0	8	0	195	0		
	11	2,490	0	0	2	0	186	0		
	12	2,528	0	0	10	0	171	0		
	13	2,506	0	0	2	0	201	0		
	14	2,494	0	0	3	0	258	0		
	15	2,625	0	0	2	0	233	0		
	16	2,472	0	0	4	0	204	0		
	17	2,322	0	0	4	0	222	0		
シマジン	5	892	0	0	0	0	320	0	評価基準	0.003 mg/L 以下
	6	2,284	0	0	18	0	553	0		
	7	2,445	0	0	22	0	509	0		
	8	2,380	0	0	7	0	534	0		
	9	2,369	0	0	16	0	598	0		
	10	2,826	0	0	41	0	194	0		
	11	2,549	0	0	2	0	190	0		
	12	2,508	0	0	10	0	174	0		
	13	2,638	0	0	7	0	205	0		
	14	2,547	0	0	3	0	258	0		
	15	2,614	0	0	2	0	233	0		
	16	2,628	0	0	4	0	204	0		
	17	2,402	0	0	4	0	222	0		

注：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
 地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		定期モニタリング 調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
チオベンカルブ	5	892	0	0	0	0	320	0	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,287	0	0	5	0	550	0		
	7	2,444	0	0	12	0	507	0		
	8	2,377	0	0	7	0	532	0		
	9	2,381	0	0	16	0	598	0		
	10	2,759	0	0	8	0	194	0		
	11	2,476	0	0	2	0	186	0		
	12	2,453	0	0	10	0	171	0		
	13	2,575	0	0	2	0	201	0		
	14	2,487	0	0	3	0	258	0		
	15	2,573	0	0	2	0	233	0		
	16	2,539	0	0	4	0	204	0		
	17	2,319	0	0	4	0	222	0		
ベンゼン	5	909	1	0.1	36	1	335	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	6	2,506	0	0	124	1	659	0		
	7	2,661	0	0	173	6	573	2		
	8	2,618	0	0	186	0	729	2		
	9	2,695	0	0	106	4	815	2		
	10	3,536	0	0	178	4	451	2		
	11	3,610	0	0	243	2	442	0		
	12	3,436	0	0	211	1	425	1		
	13	3,324	0	0	266	1	496	11		
	14	3,563	1	0.0	136	1	544	6		
	15	3,590	0	0	118	0	606	4		
	16	3,524	0	0	107	0	604	3		
	17	3,389	2	0.1	122	1	517	3		
セレン	5	940	0	0	0	0	330	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	6	2,263	0	0	38	0	555	0		
	7	2,336	0	0	28	0	518	0		
	8	2,230	0	0	29	0	550	0		
	9	2,229	0	0	46	1	595	1		
	10	2,935	0	0	41	0	198	0		
	11	2,758	0	0	27	0	192	0		
	12	2,634	0	0	36	0	193	0		
	13	2,600	0	0	24	0	203	0		
	14	2,650	0	0	37	1	272	0		
	15	2,919	0	0	24	0	276	0		
	16	2,698	1	0.0	32	0	242	0		
	17	2,599	1	0.0	48	0	218	0		

注：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	3,374	173	5.1	650	182	807	66	環境基準	10 mg/L 以下
	12	4,167	253	6.1	1,682	479	988	165		
	13	4,017	231	5.8	1,343	535	1,113	272		
	14	4,207	247	5.9	1,199	296	1,324	423		
	15	4,288	280	6.5	1,101	309	1,504	501		
	16	4,260	235	5.5	928	283	1,750	637		
	17	4,122	174	4.2	714	221	1,815	651		
ふつ素	11	2,049	24	1.2	147	12	268	9	環境基準	0.8 mg/L 以下
	12	3,276	25	0.8	658	112	417	19		
	13	3,558	25	0.7	285	31	839	53		
	14	4,117	16	0.4	207	31	446	80		
	15	3,934	27	0.7	218	29	455	83		
	16	3,542	19	0.5	142	18	441	89		
	17	3,703	30	0.8	270	47	601	108		
ほう素	11	1,752	2	0.1	27	0	219	4	環境基準	1 mg/L 以下
	12	3,210	16	0.5	231	4	314	5		
	13	3,408	14	0.4	141	20	738	9		
	14	3,989	5	0.1	217	12	287	15		
	15	3,819	9	0.2	157	12	297	20		
	16	3,499	8	0.2	92	1	291	26		
	17	3,342	5	0.1	145	9	396	32		

注：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素は、平成11年に環境基準に追加された。

(参考) 平成6~10年度地下水質要監視項目測定結果

調査項目	年度	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	1,685	47	2.8
	7	1,945	98	5.0
	8	1,918	94	4.9
	9	2,654	173	6.5
	10	3,897	244	6.3
	計	12,099	656	5.4
ふつ素	6	571	6	1.1
	7	612	3	0.5
	8	567	7	1.2
	9	648	4	0.6
	10	855	14	1.6
	計	3,253	34	1.0
ほう素	6	154	1	0.6
	7	157	1	0.6
	8	192	0	0
	9	215	1	0.5
	10	558	1	0.2
	計	1,276	4	0.3

注：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素は、平成5年に要監視項目として設定され、平成11年に環境基準項目に移行した。

その間、平成6年度から10年度まで要監視項目として行われた測定の結果（累積）をまとめた。超過数は、現在の環境基準値を超えた井戸の数である。

参考資料5 都道府県別調査実施状況

都道府県名	平成17年度 調査井戸数			(参考)平成16年度 調査井戸数		
	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査
北海道・東北	北海道	185	20	346	198	68
	青森	35	40	61	41	48
	岩手	74	48	108	74	54
	宮城	44	0	93	40	0
	秋田	59	14	33	58	8
	山形	41	15	53	40	0
	福島	70	57	198	70	105
関東	茨城	89	173	191	89	255
	栃木	137	0	214	136	0
	群馬	88	23	48	105	32
	埼玉	180	189	208	180	158
	千葉	271	163	156	273	227
	東京	71	46	129	71	63
	神奈川	406	57	146	418	121
北陸・中部	新潟	56	197	83	75	163
	富山	76	0	42	76	14
	石川	76	18	134	80	15
	福井	59	7	123	58	89
	山梨	51	42	39	51	25
	長野	99	0	136	112	0
	岐阜	209	0	43	209	0
	静岡	60	4	127	74	0
	愛知	128	98	84	133	87
近畿	三重	5	0	20	5	0
	滋賀	58	0	330	89	0
	京都	62	25	82	60	14
	大阪	83	104	141	86	50
	兵庫	211	0	284	211	0
	奈良	64	3	12	72	2
	和歌山	83	0	13	131	0
中国・四国	鳥取	7	43	37	10	21
	島根	14	0	0	14	0
	岡山	55	0	7	55	0
	広島	44	0	16	45	0
	山口	140	33	85	141	33
	徳島	56	0	33	57	0
	香川	16	0	49	16	0
	愛媛	47	45	80	73	67
	高知	36	6	22	33	16
九州・沖縄	福岡	331	75	190	409	85
	佐賀	100	69	31	107	0
	長崎	25	33	37	25	25
	熊本	335	98	581	310	0
	大分	87	3	42	93	3
	宮崎	144	0	48	144	0
	鹿児島	110	9	97	95	18
	沖縄	14	0	16	13	0
	全体（全国計）	4,691	1,757	5,048	4,955	1,866
注：平成16年度の調査井戸数は「平成16年度地下水質測定結果」公表時のもの。						

参考資料6 項目別・都道府県別調査結果

(1) 都道府県別調査結果（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		定期モニタリング調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	185	3	1.6	8	3	222	69
	青森	33	2	6.1	30	9	48	18
	岩手	74	3	4.1	9	0	47	31
	宮城	44	4	9.1	-	-	22	5
	秋田	59	1	1.7	-	-	13	5
	山形	26	1	3.8	-	-	14	9
	福島	33	1	3.0	4	2	28	19
関東	茨城	89	16	18.0	58	21	85	71
	栃木	134	2	1.5	-	-	87	27
	群馬	88	12	13.6	-	-	5	2
	埼玉	180	29	16.1	165	58	134	84
	千葉	271	27	10.0	79	50	20	17
	東京	71	5	7.0	23	9	30	20
	神奈川	346	14	4.0	36	12	47	31
北陸・中部	新潟	56	1	1.8	29	2	1	1
	富山	76	0	0	-	-	6	0
	石川	73	1	1.4	5	0	1	1
	福井	30	0	0	7	0	10	2
	山梨	51	2	3.9	42	12	8	6
	長野	99	9	9.1	-	-	83	42
	岐阜	142	1	0.7	-	-	9	5
近畿	静岡	60	0	0	4	2	15	3
	愛知	127	4	3.1	23	10	37	15
	三重	5	0	0	-	-	2	0
	滋賀	56	1	1.8	-	-	21	4
	京都	55	0	0	-	-	6	3
	大阪	83	0	0	13	0	29	1
	兵庫	192	2	1.0	-	-	89	19
中国・四国	奈良	64	1	1.6	3	1	9	6
	和歌山	83	3	3.6	-	-	11	9
	鳥取	4	0	0	17	3	6	1
	島根	14	0	0	-	-	-	-
	岡山	25	1	4.0	-	-	2	1
	広島	43	0	0	-	-	7	0
	山口	74	0	0	-	-	3	1
九州・沖縄	徳島	56	1	1.8	-	-	20	1
	香川	16	2	12.5	-	-	14	4
	愛媛	47	4	8.5	22	2	43	20
	高知	36	0	0	4	2	10	3
	福岡	313	10	3.2	22	3	81	5
	佐賀	39	0	0	-	-	-	-
	長崎	25	1	4.0	33	3	37	11
全体(全国計)		4,122	174	4.2	714	221	1,815	651

(2) 都道府県別調査結果 (硫素)

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		定期モニタリング調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	151	2	1.3	8	2	35	11
	青森	6	0	0	-	-	2	1
	岩手	74	1	1.4	8	0	11	7
	宮城	44	0	0	-	-	35	15
	秋田	58	0	0	4	0	-	-
	山形	15	0	0	-	-	14	12
	福島	33	0	0	21	4	8	0
関東	茨城	89	3	3.4	95	27	30	21
	栃木	137	0	0	-	-	-	-
	群馬	88	1	1.1	-	-	5	0
	埼玉	180	7	3.9	16	6	21	16
	千葉	271	13	4.8	77	35	50	43
	東京	71	0	0	-	-	4	3
	神奈川	346	0	0	-	-	2	1
北陸・中部	新潟	56	6	10.7	40	17	4	2
	富山	76	0	0	-	-	19	6
	石川	73	0	0	-	-	10	4
	福井	30	0	0	-	-	13	6
	山梨	51	0	0	-	-	4	1
	長野	30	1	3.3	-	-	4	2
	岐阜	148	5	3.4	-	-	10	9
	静岡	60	0	0	-	-	21	5
	愛知	127	7	5.5	10	1	9	5
近畿	三重	5	0	0	-	-	4	1
	滋賀	56	1	1.8	-	-	39	24
	京都	39	0	0	-	-	7	3
	大阪	82	1	1.2	32	1	25	9
	兵庫	206	1	0.5	-	-	40	17
	奈良	64	0	0	-	-	1	1
	和歌山	83	0	0	-	-	1	1
中国・四国	鳥取	4	0	0	16	0	3	0
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	25	0	0	-	-	2	2
	広島	39	1	2.6	-	-	8	0
	山口	12	0	0	-	-	5	5
	徳島	34	0	0	-	-	16	0
	香川	16	0	0	-	-	1	0
	愛媛	47	0	0	-	-	6	1
	高知	36	0	0	-	-	-	-
九州・沖縄	福岡	267	8	3.0	42	5	89	12
	佐賀	27	0	0	-	-	2	2
	長崎	25	0	0	26	0	37	0
	熊本	44	2	4.5	7	2	215	33
	大分	35	0	0	-	-	1	1
	宮崎	50	0	0	-	-	5	3
	鹿児島	24	0	0	9	0	8	2
	沖縄	14	1	7.1	-	-	8	6
全体(全国計)		3,457	61	1.8	411	100	834	293

(3) 都道府県別調査結果 (ふつ素)

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		定期モニタリング調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	127	1	0.8	4	0	1	1
	青森	32	1	3.1	10	4	4	4
	岩手	23	0	0	-	-	2	1
	宮城	44	0	0	-	-	-	-
	秋田	58	1	1.7	3	0	1	1
	山形	15	1	6.7	4	1	7	0
	福島	43	1	2.3	21	4	8	1
関東	茨城	89	1	1.1	29	13	-	-
	栃木	137	0	0	-	-	1	1
	群馬	88	0	0	-	-	3	0
	埼玉	174	0	0	-	-	-	-
	千葉	271	1	0.4	-	-	-	-
	東京	71	1	1.4	9	1	-	-
	神奈川	346	0	0	-	-	-	-
北陸・中部	新潟	56	1	1.8	73	0	2	1
	富山	76	0	0	-	-	-	-
	石川	73	0	0	-	-	3	0
	福井	30	0	0	-	-	-	-
	山梨	51	1	2.0	-	-	-	-
	長野	30	0	0	-	-	2	1
	岐阜	142	1	0.7	-	-	6	5
	静岡	60	0	0	-	-	-	-
	愛知	127	4	3.1	8	2	7	5
近畿	三重	5	0	0	-	-	2	1
	滋賀	56	0	0	-	-	13	8
	京都	55	0	0	-	-	15	1
	大阪	83	0	0	28	1	11	2
	兵庫	200	1	0.5	-	-	29	12
	奈良	64	0	0	3	0	12	0
	和歌山	83	0	0	-	-	-	-
中国・四国	鳥取	4	1	25.0	10	1	12	9
	島根	14	0	0	-	-	-	-
	岡山	23	0	0	-	-	3	2
	広島	43	2	4.7	-	-	7	0
	山口	46	0	0	-	-	1	0
	徳島	14	0	0	-	-	16	0
	香川	16	0	0	-	-	4	2
	愛媛	47	3	6.4	23	12	3	0
	高知	36	0	0	-	-	-	-
九州・沖縄	福岡	257	5	1.9	-	-	70	3
	佐賀	30	0	0	-	-	-	-
	長崎	22	0	0	21	0	37	0
	熊本	291	3	1.0	24	8	287	47
	大分	35	0	0	-	-	6	0
	宮崎	54	0	0	-	-	3	0
	鹿児島	48	0	0	-	-	23	0
	沖縄	14	0	0	-	-	-	-
全体(全国計)		3,703	30	0.8	270	47	601	108

(4) 都道府県別調査結果 (トリクロロエチレン)

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		定期モニタリング調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	128	0	0	-	-	148	3
	青森	35	0	0	-	-	8	1
	岩手	74	0	0	5	0	36	3
	宮城	44	0	0	-	-	67	3
	秋田	58	0	0	10	0	18	3
	山形	41	0	0	11	0	53	2
	福島	59	1	1.7	25	1	167	10
関東	茨城	89	0	0	11	0	36	4
	栃木	137	0	0	-	-	77	15
	群馬	88	0	0	-	-	42	8
	埼玉	180	3	1.7	8	2	48	19
	千葉	271	0	0	-	-	81	25
	東京	71	0	0	14	0	86	14
	神奈川	406	2	0.5	5	0	94	33
北陸・中部	新潟	56	1	1.8	70	0	73	9
	富山	76	0	0	-	-	6	0
	石川	76	0	0	6	0	113	4
	福井	59	1	1.7	-	-	99	9
	山梨	51	0	0	-	-	30	6
	長野	99	0	0	-	-	49	13
	岐阜	202	0	0	-	-	6	0
	静岡	60	0	0	-	-	64	8
	愛知	127	3	2.4	54	11	19	6
近畿	三重	5	0	0	-	-	12	2
	滋賀	58	0	0	-	-	206	14
	京都	31	0	0	13	0	44	0
	大阪	83	0	0	28	1	101	9
	兵庫	207	0	0	-	-	131	12
	奈良	64	0	0	-	-	-	-
	和歌山	83	0	0	-	-	-	-
中国・四国	鳥取	7	0	0	9	1	18	6
	島根	14	0	0	-	-	-	-
	岡山	55	0	0	-	-	4	0
	広島	44	0	0	-	-	15	2
	山口	84	0	0	33	3	75	3
	徳島	56	0	0	-	-	31	0
	香川	16	0	0	-	-	31	1
	愛媛	7	0	0	-	-	26	0
	高知	36	0	0	2	0	14	0
九州・沖縄	福岡	215	0	0	30	0	129	4
	佐賀	100	0	0	10	0	26	2
	長崎	25	0	0	26	2	37	1
	熊本	-	-	-	-	-	282	4
	大分	68	0	0	-	-	18	0
	宮崎	140	0	0	-	-	30	3
	鹿児島	69	0	0	-	-	51	2
	沖縄	14	0	0	-	-	3	0
全体(全国計)		3,968	11	0.3	370	21	2,704	263

(5) 都道府県別調査結果 (テトラクロロエチレン)

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		定期モニタリング調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	128	0	0	-	-	149	46
	青森	35	0	0	-	-	8	4
	岩手	74	0	0	5	2	36	8
	宮城	44	0	0	-	-	67	12
	秋田	58	0	0	10	0	4	0
	山形	41	0	0	11	0	53	6
	福島	59	0	0	8	0	167	25
関東	茨城	89	0	0	11	0	55	20
	栃木	137	0	0	-	-	81	23
	群馬	88	0	0	-	-	30	2
	埼玉	180	0	0	1	0	43	14
	千葉	271	1	0.4	-	-	82	41
	東京	71	1	1.4	14	5	82	35
	神奈川	406	2	0.5	5	3	94	32
北陸・中部	新潟	56	0	0	70	0	73	13
	富山	76	0	0	-	-	12	2
	石川	76	0	0	6	0	113	10
	福井	59	0	0	-	-	99	3
	山梨	51	0	0	-	-	30	9
	長野	99	0	0	-	-	49	13
	岐阜	203	0	0	-	-	-	-
	静岡	60	0	0	-	-	52	8
	愛知	127	1	0.8	36	3	14	4
近畿	三重	5	0	0	-	-	11	6
	滋賀	58	0	0	-	-	206	26
	京都	31	0	0	13	10	44	7
	大阪	83	0	0	28	1	99	16
	兵庫	207	0	0	-	-	131	28
	奈良	64	0	0	-	-	-	-
	和歌山	83	0	0	-	-	-	-
中国・四国	鳥取	7	0	0	9	0	18	0
	島根	14	0	0	-	-	-	-
	岡山	55	0	0	-	-	4	1
	広島	44	0	0	-	-	15	4
	山口	84	0	0	33	7	75	15
	徳島	56	0	0	-	-	31	0
	香川	16	0	0	-	-	30	6
	愛媛	7	0	0	-	-	36	1
	高知	36	0	0	2	1	14	1
九州・沖縄	福岡	215	1	0.5	30	7	164	46
	佐賀	91	0	0	10	0	26	1
	長崎	25	0	0	26	0	37	2
	熊本	-	-	-	-	-	274	34
	大分	69	0	0	-	-	18	6
	宮崎	140	0	0	-	-	30	12
	鹿児島	69	0	0	-	-	51	17
	沖縄	14	0	0	-	-	3	0
全体(全国計)		3,961	6	0.2	328	39	2,710	559

(6) 都道府県別調査結果（鉛）

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		定期モニタリング調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	149	0	0	-	-	22	0
	青森	4	0	0	-	-	1	0
	岩手	74	1	1.4	28	1	9	2
	宮城	44	0	0	-	-	18	0
	秋田	58	0	0	-	-	-	-
	山形	15	0	0	-	-	1	0
	福島	43	0	0	8	0	-	-
関東	茨城	89	0	0	-	-	3	0
	栃木	137	0	0	-	-	-	-
	群馬	88	0	0	-	-	5	0
	埼玉	180	2	1.1	11	0	3	0
	千葉	271	1	0.4	7	0	1	1
	東京	71	0	0	-	-	7	3
	神奈川	346	3	0.9	20	1	-	-
北陸・中部	新潟	56	1	1.8	19	0	3	0
	富山	76	0	0	-	-	-	-
	石川	73	0	0	-	-	9	0
	福井	30	0	0	-	-	-	-
	山梨	51	1	2.0	-	-	3	0
	長野	30	0	0	-	-	-	-
	岐阜	146	0	0	-	-	-	-
	静岡	60	0	0	-	-	-	-
	愛知	127	1	0.8	3	1	3	0
近畿	三重	5	0	0	-	-	2	0
	滋賀	56	0	0	-	-	4	0
	京都	32	0	0	-	-	1	0
	大阪	83	0	0	31	3	5	1
	兵庫	209	1	0.5	-	-	9	2
	奈良	64	0	0	-	-	-	-
	和歌山	83	1	1.2	-	-	-	-
中国・四国	鳥取	4	0	0	-	-	-	-
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	25	0	0	-	-	1	0
	広島	39	0	0	-	-	7	0
	山口	20	0	0	-	-	-	-
	徳島	34	0	0	-	-	16	0
	香川	16	0	0	-	-	1	0
	愛媛	7	0	0	-	-	3	0
	高知	36	0	0	-	-	-	-
九州・沖縄	福岡	246	1	0.4	-	-	45	0
	佐賀	32	0	0	-	-	-	-
	長崎	25	0	0	26	0	37	0
	熊本	-	-	-	-	-	76	1
	大分	37	2	5.4	-	-	-	-
	宮崎	52	0	0	-	-	3	0
	鹿児島	28	0	0	9	0	8	0
	沖縄	14	0	0	-	-	-	-
全体(全国計)		3,374	15	0.4	162	6	306	10

参考資料7 高濃度検出井戸における汚染原因及び対策等の状況

地下水において環境基準を超える汚染が判明した場合は、都道府県及び水質汚濁防止法政令市によって、人の健康を保護する観点から飲用指導等利用面からの措置、汚染範囲や汚染源の特定等の調査、また、地下水の用途等を考慮しつつ浄化等の対策の推進が行われている。

平成17年度調査結果において環境基準を超過した井戸のうち、特に高濃度であった井戸（及びその周辺）における汚染原因及び対策等の状況についてとりまとめを行った。

（1）対象井戸

以下に該当する井戸とした。

- ① 環境基準を超過した項目の最高濃度を検出した井戸
- ② 環境基準の100倍以上の濃度を検出した井戸
- ③ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については高濃度を検出した井戸の上位10本の井戸

また、同事案で複数項目において超過する場合は、環境基準からの倍数が最も高い項目のみ状況を記述している。

（2）各欄の記述内容について

環境省が毎年度実施している「地下水汚染に関するアンケート調査」の回答から抜粋又はとりまとめて記述を行った。調査の回答については選択式となっているが、一部、都道府県又は水質汚濁防止法政令市によって補足説明がなされている。

表の内容の一部について、以下に説明を行う。

○周辺の地下水の用途（汚染判明以前）

汚染が判明する以前の地下水の用途である。水質汚濁防止法第15条に基づく測定を行ったその井戸に限らず、その周辺の地下水の用途を示している。

○汚染判明後の飲用指導等の措置の状況

「周辺井戸所有者への飲用指導」

井戸水を飲用しないよう指導したり、揮発性有機化合物による汚染の場合は煮沸して飲用するよう指導したりすることである。

○汚染原因及びその対応等

汚染原因の把握状況として、「特定」、「推定」、「不明」の選択肢があり、「特定」又は「推定」であった場合は、汚染原因を次の選択肢から選択するようにしている。

- ① 工場・事業場の排水・廃液・原料等
- ② 廃棄物
- ③ 家畜排せつ物
- ④ 施肥
- ⑤ 生活排水
- ⑥ 自然的要因
- ⑦ その他

なお、「特定」と「推定」の別は、回答を行った地方公共団体の定義や判断による。

○汚染原因者業種

汚染原因者が特定又は推定されている場合、汚染原因者の主たる業種について「日本標準産業分類」（総務省）による業種名が選択肢から選択されている。

○硝酸性窒素対策

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染のみ、回答されている。

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)							地下水汚染の状況					
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
四塩化炭素	1	定期モニタリング調査	0.35 (180倍)	千葉県 千葉市 稻毛区 長沼町	1988	不明	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と推定	有機化学工業製品製造業、化学製品製造業、ゴム製品製造業、一般産業用機械・装置製造業、電子部品・デバイス製造業、洗濯業	複数業者による複合汚染であり、自治体では対応していない。	・地下水揚水処理 (1999～実施中)	汚染原因と推定される者
1,2-ジクロロエタン	1	定期モニタリング調査	0.047 (12倍)	大阪府 高槻市 下田部町	(シス-1,2-ジクロロエチレンの5位と同事例)							
1,1-ジクロロエチレン	1	定期モニタリング調査	0.73 (37倍)	大阪府 枚方市 片鉢本町	1993	生活用水 工業用水 農業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	不明 (調査実施したが、特定・推定には至らず)	-	-	実施していない	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	1	定期モニタリング調査	40 (1000倍)	秋田県 由利本荘市 大浦	(トリクロロエチレンの2位と同事例)							
	2	定期モニタリング調査	22 (550倍)	新潟県 弥彦村 美山	1989	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備 ・原因者への口頭指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等及び廃棄物と推定	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	浄化指導の実施。 汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて指導。	・地下水揚水処理 (1995～)	汚染原因者
	3	汚染井戸周辺地区調査	18 (450倍)	大阪府 高槻市 竹の内町	(テトラクロロエチレンの1位と同事例)							
	4	汚染井戸周辺地区調査	13 (330倍)	大阪府 高槻市 竹の内町	(テトラクロロエチレンの1位と同事例)							
	5	定期モニタリング調査	10 (250倍)	大阪府 高槻市 桃園町	1981	上水道源 工業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と推定	医薬品製造業、電気機械器具製造業	汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて行政指導。	・地下水揚水処理 ・原位置処理 ・土壤ガス吸引処理 ・汚染土壤の処理 (1991～実施中)	複数の汚染原因者

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)							地下水汚染の状況					
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
1,1,1-トリクロロエタン	1	定期モニタリング調査	1.9 (1.9倍)	神奈川県 川崎市 川崎区 堤根		(テトラクロロエチレンの26位と同事例)						
1,1,2-トリクロロエタン	1	定期モニタリング調査	0.022 (3.7倍)	宮崎県 延岡市 旭町	1998	生活用水 工業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と特定	有機化学工業製品製造業	浄化指導の実施。汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて指導。	・地下水揚水処理 ・汚染土壤の処理(1998～実施中)	汚染原因者
トリクロロエチレン	1	定期モニタリング調査	220 (7300倍)	秋田県 井川町 浜井川	2000	利用無し	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備 ・汚染原因者への口頭指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等と特定	自動車・同附属品製造業	浄化指導の実施。汚染対策期間、地下水質のモニタリングについて指導。	・地下水揚水処理 ・土壤ガス吸引処理 ・汚染土壤の処理(2000～実施中)	汚染原因者
	2	定期モニタリング調査	66 (2200倍)	秋田県 由利本荘市 大浦	1998	生活用水	・定期的なモニタリング体制の整備 ・汚染原因者への口頭指導・文書指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等及び廃棄物と特定	電子部品・デバイス製造業	汚染対策期間、地下水質のモニタリングについて行政指導。	・地下水揚水処理(1998～実施中)	汚染原因者
	3	定期モニタリング調査	46 (1500倍)	福岡県 福岡市 香椎駅前	1997	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	不明 (調査実施したが、特定・推定には至らず)	-	-	実施していない	-
4	定期モニタリング調査		9.8 (330倍)	新潟県 弥彦村 美山		(シス-1,2-ジクロロエチレンの2位と同事例)						
5	汚染井戸周辺地区調査		9 (300倍)	大阪府 高槻市 竹の内町		(テトラクロロエチレンの1位と同事例)						
6	定期モニタリング調査		7.6 (250倍)	茨城県 常陸大宮市 長倉	2004	生活用水	・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と特定	光学機械器具・レンズ製造業	浄化指導の実施。汚染対策手法、汚染対策期間、地下水質のモニタリングについて指導。	・地下水揚水処理(2005～実施中) ・汚染土壤の処理(実施済み)	汚染原因者

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)							地下水汚染の状況					
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
トリクロロエチレン	7	定期モニタリング調査	4.9 (160倍)	滋賀県 草津市 矢倉	1989	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と推定	電子部品・デバイス製造業	汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて指導	・地下水揚水処理 ・土壤ガス吸引処理(1997～実施中)	汚染原因と推定される者
テトラクロロエチレン	1	汚染井戸周辺地区調査	56 (5600倍)	大阪府 高槻市 竹の内町	2005	利用無し	・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と特定	洗濯業	汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて指導。	原位置処理を検討中	汚染原因者以外の土地の所有者
	2	定期モニタリング調査	17 (1700倍)	千葉県 松戸市 紙敷	1988	生活用水 工業用水 農業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備 ・汚染原因者への文書指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等と特定	洗濯業	汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて行政指導。	・地下水揚水処理 ・汚染土壤の処理(1991～実施中)	汚染原因者
	3	定期モニタリング調査	5.4 (540倍)	兵庫県 明石市 魚住町	2002	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と特定	洗濯業	汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて指導。	・地下水揚水処理 ・土壤ガス吸引処理(2002～実施中)	汚染原因者
	4	定期モニタリング調査	4.1 (410倍)	福岡県 福岡市 香椎駅前	(トリクロロエチレンの3位と同事例)							
	5	定期モニタリング調査	3.5 (350倍)	山口県 岩国市 周東町 下久原	1991	個人等の飲用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と推定	通信機械器具・同関連機械器具製造業	汚染対策手法について行政指導。	・地下水揚水処理(1991～実施中)	汚染原因者以外の土地の所有者
	6	定期モニタリング調査	2.2 (220倍)	福岡県 福岡市 田島	1988	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備 ・汚染原因者への口頭指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等及び廃棄物と特定	洗濯業	浄化指導の実施。 汚染対策手法について指導。	・地下水揚水処理(1990～実施中)	汚染原因者

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)							地下水汚染の状況					
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
テトラクロロエチレン	7	定期モニタリング調査	1.9 (190倍)	千葉県 船橋市 二宮	1989	個人等の飲用 水 生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備 ・汚染原因者への口頭指導・文書指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等と推定 (物質使用事業者はあるが不法投棄の可能性も考えられる)	洗濯業	汚染物質の使用廃止について行政指導。	・地下水揚水処理 (1996～実施中)	地方公共団体(汚染原因者の特定ができないため)
	8	定期モニタリング調査	1.8 (180倍)	福島県 須賀川市 小作田	1989	個人等の飲用 水 生活用水 農業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備 ・汚染原因者への文書指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等及び廃棄物と特定	洗濯業	浄化指導の実施。 汚染対策手法、汚染対策期間について指導。	・地下水揚水処理 (1991～実施中)	汚染原因者
	8	定期モニタリング調査	1.8 (180倍)	栃木県 佐野市 植野町	1997	個人等の飲用 水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	不明 (調査実施したが、特定・推定には至らず)	-	-	汚染源不明のため効果的な対策がとれないことから、対策を実施していない	-
	10	定期モニタリング調査	1.7 (170倍)	北海道 旭川市 大町	1984	生活用水	・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と推定	原因者不明	-	汚染源不明のため効果的な対策がとれないことから、対策の予定無し	-
	11	定期モニタリング調査	1.6 (160倍)	兵庫県 加東市 高岡	2000	生活用水 工業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と特定	洗濯業	浄化指導の実施。 汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて指導。	・汚染土壌の処理 (2002～実施中)	汚染原因者
	12	定期モニタリング調査	1.5 (150倍)	福島県 浅川町 浅川	1990	生活用水 農業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備 ・原因者への文書指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等、廃棄物と推定	洗濯業	浄化指導の実施。 汚染対策手法、汚染対策期間について指導。	・地下水揚水処理 (1991～実施中)	汚染原因者
12	定期モニタリング調査	1.5 (150倍)	兵庫県 加東市 高岡	(テトラクロロエチレンの11位と同事例)								

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)							地下水汚染の状況					
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
テトラクロロエチレン	14	定期モニタリング調査	1.4 (140倍)	宮城県 栗原市 築館萩沢	1986	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備 ・原因者への口頭指導・文書指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等、廃棄物と推定	ニット製造業	自治体では指導していない。	実施していない	-
	14	定期モニタリング調査	1.4 (140倍)	栃木県 野木町 丸林	1995	個人等の飲用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備 ・原因者への文書指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等と推定	洗濯業	汚染対策手法について、栃木県地下水汚染対策要領に基づく指導。	汚染土壤の処理 (1995～実施中)	汚染原因と推定される者及び地方公共団体
	16	定期モニタリング調査	1.3 (130倍)	宮城県 栗原市 築館萩沢	(テトラクロロエチレンの14位と同事例)							
	16	定期モニタリング調査	1.3 (130倍)	神奈川県 藤沢市 本藤沢	1988	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	不明 (調査実施したが、特定・推定には至らず)	-	-	実施していない	-
	16	定期モニタリング調査	1.3 (130倍)	兵庫県 加古川市 尾上町 長田	2003	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	下水管のひび割れより漏出と特定	公共機関	汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて指導。	地下水揚水処理 (2003～実施中)	汚染原因者
	16	定期モニタリング調査	1.3 (130倍)	福岡県 北九州市 原町別院	1985	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備 ・原因者への口頭指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等と特定	洗濯業	自治体では指導していない。	検討中	-
	20	定期モニタリング調査	1.2 (120倍)	大阪府 松原市 上田	1993	生活用水	・井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	不明 (調査実施したが、特定・推定には至らず)	-	-	実施していない	-

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)							地下水汚染の状況					
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
テラクロロエチレン	20	定期モニタリング調査	1.2 (120倍)	山口県 周南市 古市	1995	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備 ・原因者への口頭指導	廃棄物と推定	洗濯業	事業者に対して口頭で行政指導。	・土壤ガス吸引処理 (1996～実施中)	汚染原因と推定される者
	20	定期モニタリング調査	1.2 (120倍)	福岡県 北九州市 若園	1982	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備 ・原因者への口頭指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等と特定	洗濯業	-	検討中	-
	23	定期モニタリング調査	1.1 (110倍)	岩手県 大船渡市 下船渡	1987	工業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備 ・汚染原因者への口頭指導・文書指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等、廃棄物と推定	洗濯業	汚染対策手法について指導。	・地下水脈におけるプロワを用いたガス抜き(基準超過発見時から継続的に実施) ・事業場排水の加熱パッキ処理	汚染原因と推定される者
	23	定期モニタリング調査	1.1 (110倍)	福島県 須賀川市 南上町	1993	生活用水 農業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備 ・原因者への文書指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等、廃棄物と特定	電気機械器具製造業	浄化指導の実施。 汚染対策手法、汚染対策期間について指導。	・地下水揚水処理 (1993～実施中)	汚染原因者
	23	定期モニタリング調査	1.1 (110倍)	福岡県 福岡市 田島	(テラクロロエチレンの6位と同事例)							
	26	定期モニタリング調査	1.0 (100倍)	神奈川県 川崎市 川崎区 堤根	1998	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等、廃棄物と推定	原因者不明	-	汚染原因者不明のため効果的な対策がとれない状況	-

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)							地下水汚染の状況					
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
ハ'ンゼン	1	汚染井戸周辺地区調査	0.075 (7.5倍)	岩手県 釜石市 片岸町	2005	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	近隣のガソリンスタンドと推定	燃料小売業	浄化指導の実施	・地下水揚水処理 (実施中)	汚染原因者
セレン	1	概況調査	0.013 (1.3倍)	福岡県 朝倉町 尾西	2005	個人等の飲用水	・井戸所有者への飲用指導	不明 (調査実施予定)	-	-	検討中	-
ふっ素	1	概況調査	12 (15倍)	新潟県 燕市 燕	2005	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備 ・使用方法指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等と特定	金属被覆・彫刻業、熱処理業	浄化指導の実施。汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づく指導。	検討中	汚染原因者
ほう素	1	汚染井戸周辺地区調査	11 (11倍)	青森県 五所川原市 柏原町	2001	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	自然的要因と推定	-	-	自然的要因のため、対策の予定無し	-

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)							地下水汚染の状況						
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因 把握状況	硝酸性窒素対策			地下水浄化等対策	
									窒素負荷低減 等の対策	対策連絡組織等の 設置状況	対策推進計画等の 策定状況	浄化等対策 の内容	対策の 実施主体
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	定期モニタリング調査	100 (10倍)	茨城県板東市小泉	2002	個人等の飲用水 生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	不明	予定無し	今後環境省硝酸性窒素総合対策モデル事業の成果を反映させ、連絡組織等の設置を検討する	モデル事業に参画し、今後の対策について検討している段階のため、対策推進計画等の策定の予定はなし	実施していない	-
	2	定期モニタリング調査	89 (8.9倍)	茨城県つくば市上里	2001	個人等の飲用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	不明	予定無し	今後環境省硝酸性窒素総合対策モデル事業の成果を反映させ、連絡組織等の設置を検討する	モデル事業に参画し、今後の対策について検討している段階のため、対策推進計画等の策定の予定はなし	実施していない	-
	3	定期モニタリング調査	86 (8.6倍)	愛知県田原市浦町	1998	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導	施肥と推定	農業部局から農家へ指導を実施	予定無し (農業部局から農家へ指導を実施しているため)	予定無し (農業部局から農家へ指導を実施しているため)	実施していない	-
	4	定期モニタリング調査	74 (7.4倍)	宮崎県宮崎市村角町	2000	個人等の飲用水 生活用水 農業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	施肥及び生活排水と推定	予定無し	予定無し (所有者に対しては、上水道への切り替えを指導している。また、上水道水源ではないため)	予定無し (所有者に対しては、上水道への切り替えを指導している。また、上水道水源ではないため)	実施していない(井戸所有者に上水道の切り替えを指導している)	-
	5	定期モニタリング調査	67 (6.7倍)	北海道北見市川向	2000	生活用水 農業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備 ・井戸周辺の有害物質使用事業場の把握	施肥、家畜排せつ物、生活排水と推定	・家畜排せつ物の適正処理 ・施肥量の適正化	予定無し (関係部局連携により対応しているため)	将来的に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策推進計画等の策定に取り組む予定	実施していない	-

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)							地下水汚染の状況						
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因 把握状況	硝酸性窒素対策			地下水浄化等対策	
									窒素負荷低減 等の対策	対策連絡組織等の 設置状況	対策推進計画等の 策定状況	浄化等対策 の内容	対策の 実施主体
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	定期モニタリング調査	65 (6.5倍)	茨城県 古河市 長左右衛門	2005	個人等の飲用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	不明	予定無し	今後環境省硝酸性窒素総合対策モデル事業の成果を反映させ、連絡組織等の設置を検討する	モデル事業に参画し、今後の対策について検討している段階のため、対策推進計画等の策定の予定はなし	実施していない(浄化対策の手法が確立していない)	-
	6	定期モニタリング調査	65 (6.5倍)	埼玉県 深谷市 櫛引	2000	生活用水 農業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	施肥と推定	検討中	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策推進計画等検討の中で具体化予定	現在、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策推進計画等の検討会設置の準備作業中。	実施していない	-
	8	定期モニタリング調査	64 (6.4倍)	埼玉県 さいたま市 緑区中野田	2003	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	不明 (広範囲であるため原因特定が困難)	-	予定無し	予定無し	実施していない	-
	9	定期モニタリング調査	62 (6.2倍)	長野県 飯島町 七久保	2002	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導	不明 (調査実施したが、特定・推定には至らず)	-	-	-	実施していない	-
	10	定期モニタリング調査	60 (6.0倍)	茨城県 板東市 弓田	2001	個人等の飲用水 生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	不明	予定無し	今後環境省硝酸性窒素総合対策モデル事業の成果を反映させ、連絡組織等の設置を検討する	モデル事業に参画し、今後の対策について検討している段階のため、対策推進計画等の策定の予定はなし	実施していない	-

参考資料8 要監視項目の測定結果について

要監視項目とは、平成5年1月の中央公害対策審議会答申（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について）を受け、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、平成5年3月に設定されている。その後、平成11年2月及び平成16年3月に改定が行われ、現在は27項目が設定されている。平成17年度に都道府県等によって測定された、要監視項目の調査結果を下表に示す。

平成17年度は、1,056本（26都道府県）の井戸において測定が行われた。全マンガンについて、164本中13本（超過率7.9%）の井戸で指針値の超過が見られた。

表 要監視項目の測定結果

項目名	平成17年度				平成6~17年度				指針値 (mg/L以下)
	調査 井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道 府県数	調査 井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道 府県数	
クロロホルム	657	0	0	17	4,850	0	0	44	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	652	0	0	17	8,671	2	0	42	0.04
1,2-ジクロロブロパン	419	0	0	15	3,643	0	0	42	0.06
p-ジクロロベンゼン	428	0	0	15	3,653	0	0	42	0.2
イソキオチオノン	232	0	0	12	2,496	0	0	43	0.008
ダイアジノン	236	0	0	13	2,548	0	0	43	0.005
フェニトロチオン(MEP)	236	0	0	13	2,537	0	0	43	0.003
イソブチオラン	232	0	0	12	2,490	0	0	43	0.04
オキシン銅(有機銅)	230	0	0	11	2,452	0	0	42	0.04
クロロタロニル(TPN)	236	0	0	13	2,526	0	0	43	0.05
ブロヒサミド	232	0	0	12	2,506	0	0	43	0.008
E P N	412	0	0	15	5,498	0	0	47	0.006
ジクロロボス(DVP)	236	0	0	13	2,432	0	0	43	0.008
フェノブカルブ(BPMC)	232	0	0	12	2,438	0	0	43	0.03
イソロベンゾス(IPB)	232	0	0	12	2,401	0	0	43	0.008
クロルニトロフェン(CNP)	255	—	—	12	2,729	—	—	44	—
トルエン	413	0	0	15	4,047	0	0	42	0.6
キレン	422	0	0	16	4,039	1	0	42	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	286	0	0	14	2,622	1	0	41	0.06
ニッケル	370	—	—	16	3,419	—	—	43	—
モリブデン	278	0	0	13	2,731	2	0	41	0.07
アンチモン	372	0	0	16	3,395	0	0	42	0.02
塩化ビニルモノマー	139	0	0	7	139	0	0	31	0.002
エビクロロヒトリル	136	0	0	6	136	0	0	31	0.0004
1,4-ジオキサン	161	0	0	9	166	0	0	31	0.05
全マンガン	164	13	7.9	8	184	28	15	32	0.2
ウラン	144	0	0	8	144	0	0	31	0.002

注1：都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果をとりまとめたものである。

注2：超過数とは指針値を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

指針値超過の評価は年間平均値による。

平成6~17年までの超過井戸数は、測定当時の指針値を超過した本数を累計したものである。

. 地下水汚染事例に関する実態把握調査の結果について

1. 調査について

環境省は、毎年度、都道府県及び水質汚濁防止法政令市（以下、都道府県等という）を対象として、全国の地下水汚染事例に関する調査実施状況、汚染原因把握状況、対策の実施状況等の実態を把握するために「地下水汚染に関するアンケート調査」を実施している。本報告は、この調査結果をとりまとめたものである。

※水質汚濁防止法政令市…水質汚濁防止法（以下、水濁法という）第28条第1項の政令で定める100（平成17年度末現在）の市

(1) 調査対象事例

平成17年度末（平成18年3月31日）までに都道府県等が把握している、環境基準を超える値が検出されたことがある地下水汚染事例（以下、事例という）の全てとしている。

なお、都道府県等が実施する地下水質測定によって判明した事例のみならず、事業者による調査の報告等によって判明した事例も全て対象としている。

(2) 事例のカウントの方法

事例は、原則として、汚染原因と同じとする一まとめの範囲を1事例としてカウントしている。広範囲に及ぶ汚染や汚染原因が不明である汚染の1つの事例と判断する範囲は、調査結果等をもとに、各事例を担当する都道府県等によって判断されている。また、以下のことに注意を要する。

- 同一井戸であっても原因が異なる汚染が存在する場合は、別の事例としてカウントしている。ただし、汚染項目が同じで明確に分離できない場合は除く。（例：同地域の施肥と家畜排せつ物による硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染など）
- 工場・事業場の複数種類の原材料による汚染、廃棄物による汚染、揮発性有機化合物の分解生成物が存在する汚染など、原因が同じであって複数の項目にわたる事例がある。
- 1つの事例に複数の井戸が含まれる場合があるため、この集計における事例の件数と常時監視における測定井戸数とは、必ずしも一致しない。

(3) 事例の分類の定義

ア. 環境基準超過状況による分類

この調査では、各事例を環境基準超過状況に応じて以下の4つに分類している。このうち、「調査不能事例」は、現在の状況を把握できないことから、「4. 汚染原因の状況」以降の集計において対象外とした。

表1-1 環境基準超過状況による分類

事例分類名称	説明
超過事例	平成17年度末現在、いずれかの項目で環境基準を超過している事例
一時達成事例	最新年度のデータはいずれの項目も環境基準を超過していないが、一時的な達成の可能性があり、恒久的な改善確認はできていない事例
改善事例	過去は環境基準を超過していたが、最新年度のデータはいずれの項目も超過しておらず、将来的にも環境基準を超過することはないと判断できる事例
調査不能事例	井戸の廃止等により調査できなくなった事例

注：「一時達成」と「改善」の分類は、各事例を担当する都道府県等の判断による。

イ. 項目による分類

この調査の集計では、各事例をその汚染物質の項目によって以下の4つに分類している。

表1-2 項目による分類

項目分類名称	説明
VOC事例 (注)	<u>次の項目の、単独又は複数項目による事例</u> ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、1,3-ジクロロプロペン
重金属等事例	<u>次の項目の、単独又は複数項目による事例</u> カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、ふつ素、ほう素
硝酸・亜硝酸事例	<u>次の項目の、単独による事例</u> 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下、硝酸・亜硝酸という）
複合汚染事例	<u>上の3分類のうち、複数分類にわたる項目による汚染事例</u> (例) 工場・事業場のVOCと重金属等の複数種類の原材料による事例や、廃棄物による事例など

注: Volatile Organic Compounds (揮発性有機化合物) の略称。

2. 地下水汚染事例件数とその判明の状況

2.1 事例件数（平成 17 年度末時点）

全事例について、環境基準超過状況及び項目によって分類した件数を表 2-1 に示す。

全事例件数は 4,932 件で、このうち超過事例は 3,168 件（全事例の 64%）であった。今回の調査より、最新年度データにおいて環境基準を超過していない事例を、一時達成事例と改善事例の別の選択肢を設けて分類したが、一時達成事例が 527 件（同 11%）、改善事例が 1,027 件（同 21%）で、改善事例と判断されたものが多かった。

項目分類別の超過事例の件数及びその割合は、VOC が 1,049 件（VOC 事例の 54%）、重金属等が 685 件（重金属等事例の 68%）、硝酸・亜硝酸が 1,386 件（硝酸・亜硝酸事例の 73%）であった。

一方、改善事例件数及びその割合は、VOC が 582 件（VOC 事例の 30%）、重金属等が 186 件（重金属等事例の 18%）、硝酸・亜硝酸 249 件（硝酸・亜硝酸事例の 13%）であり、VOC 事例が比較的改善が進んでいることがわかる。

表 2-1 事例件数

環境基準超過状況	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合汚染
合 計	4,932	1,943	1,014	1,910	65
超過事例 (平成 17 年度末現在、いずれかの項目で環境基準を超過している。)	3,168	1,049	685	1,386	48
一時達成事例 (最新年度のデータでは環境基準は超過していないが、一時的な達成の可能性がある。)	527	220	92	208	7
改善事例 (過去は環境基準を超過していたが、将来的にも環境基準を超過することはないと判断できる。)	1,027	582	186	249	10
調査不能事例 (井戸の廃止等により調査できなくなった。)	210	92	51	67	0

(1) 項目別事例件数

全事例 4,932 件について、項目の内訳を表2 - 2 に示す。また、超過事例において超過している項目の内訳を図2 - 1 に示す。

超過事例件数が多い項目は、多い順に、硝酸・亜硝酸 (1,388 件)、テトラクロロエチレン (618 件)、トリクロロエチレン (471 件)、砒素 (433 件)、シス-1,2-ジクロロエチレン (358 件) であった。やはり、地下水質測定結果(常時監視)の定期モニタリング調査の環境基準超過井戸本数が多い項目が多い。

超過事例の割合(各項目の事例件数合計のうち超過事例の割合)が高い項目は、高い順に、ふつ素 (79%)、ほう素 (77%)、カドミウム (75%) セレン (75%)、硝酸・亜硝酸 (73%) であり、平成 11 年に新しく環境基準に加わった 3 項目はいずれも高い。

一方、改善事例の割合(各項目の事例件数合計のうち改善事例の割合)が高い項目は、高い順に、鉛 (39%)、1,1,1-トリクロロエタン (39%)、ベンゼン (34%)、テトラクロロエチレン (27%)、ジクロロメタン (27%) であった。

表2-2 全事例の項目の内訳

項目	合計	件数					
		超過事例 超過してい る項目	現在は超過 していない 項目(注2)	一時達成事例	改善事例	調査不 能事例	
VOC	ジクロロメタン	41	16	11	2	11	1
	四塩化炭素	91	51	15	8	17	0
	1,2-ジクロロエタン	64	31	16	5	11	1
	1,1-ジクロロエチレン	191	108	45	12	23	3
	シス-1,2-ジクロロエチレン	566	358	76	41	68	23
	1,1,1-トリクロロエタン	95	17	29	9	37	3
	1,1,2-トリクロロエタン	29	18	6	1	4	0
	トリクロロエチレン	972	471	126	91	239	45
	テトラクロロエチレン	1,215	618	66	137	332	62
	1,3-ジクロロプロパン	0	0	0	0	0	0
重金属等	ベンゼン	86	52	1	3	29	1
	カドミウム	8	6	0	0	2	0
	全シアン	27	19	1	1	6	0
	鉛	141	49	8	23	55	6
	六価クロム	43	25	3	6	9	0
	砒素	605	433	6	52	77	37
	総水銀	72	39	3	8	19	3
	アルキル水銀	0	0	0	0	0	0
	P C B	4	2	1	0	1	0
	チラウム	0	0	0	0	0	0
	シマジン	0	0	0	0	0	0
	チオベンカルブ	0	0	0	0	0	0
	セレン	8	6	0	1	1	0
	ふつ素	216	171	5	10	25	5
	ほう素	95	73	1	6	10	5
硝酸・亜硝酸		1,913	1,388	0	208	250	67
母 数		4,932	3,168	527	1,027	210	

注1：1事例で複数項目による汚染がある場合があり、各項目の和と母数は一致しない。

注2：超過事例の中の「現在は超過していない項目」とは、過去に複数項目の汚染があった場合で、現在は、他項目において環境基準超過があるものの、当該項目は環境基準を超過していない項目の事例件数をカウントしたもの（外数）。

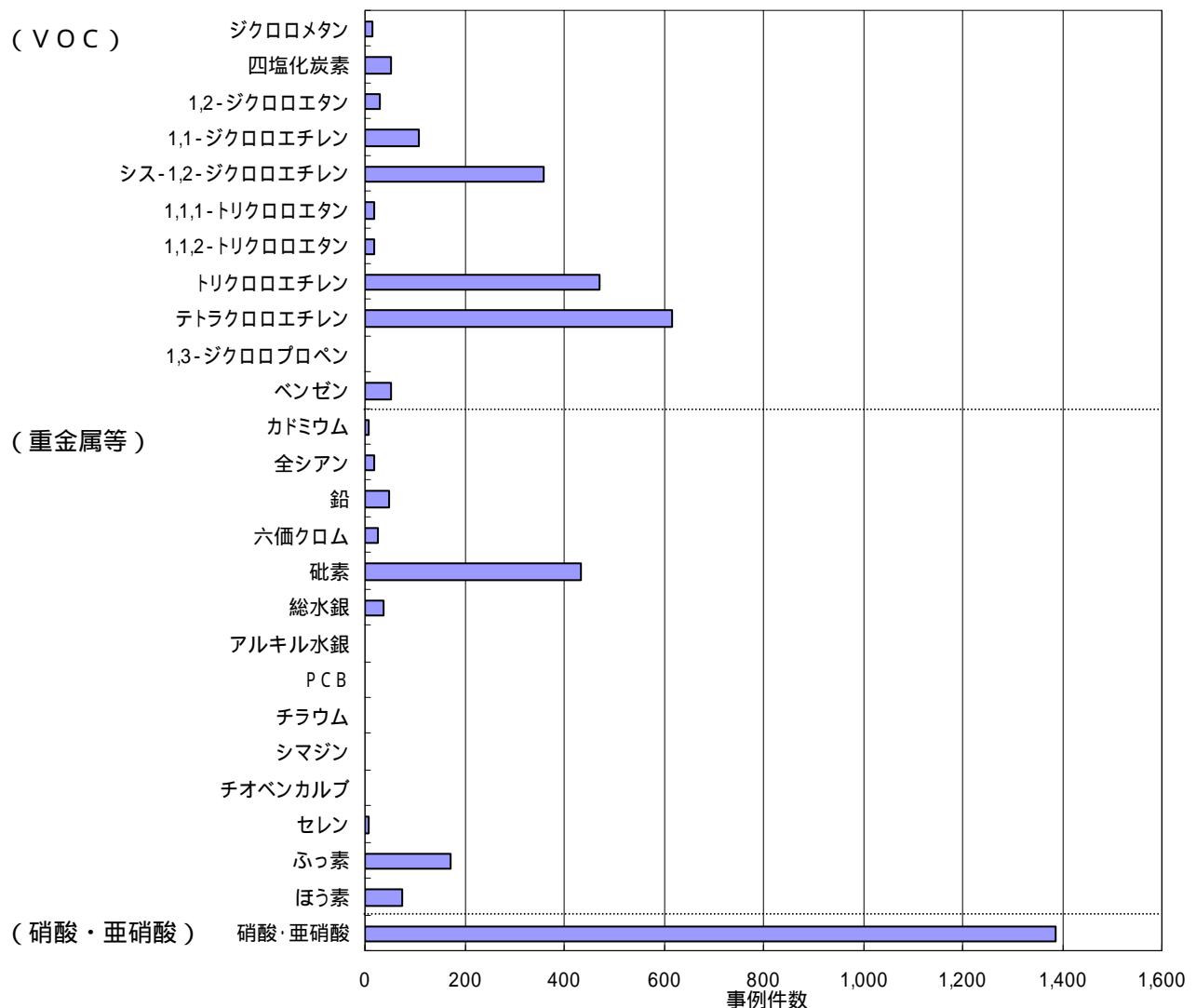


図 2 - 1 超過事例の超過している項目の内訳

(2) 都道府県別事例件数

都道府県別の事例件数を表2-3～2-6に示す。

都道府県毎に各分類の件数などに特徴が現れている。ただし、地域ごとに井戸の分布が異なり、調査数そのものに違いがあること、また、自然的要因による汚染や硝酸・亜硝酸による汚染など面的広がりのある汚染の場合は、都道府県等によって1つの事例と判断する範囲が異なることなどから、地域における地下水汚染の状況を、この件数だけで一概に比較することはできない。

表2-3 都道府県別の事例件数(VOCS)

都道府県		合計	件数			
			超過事例	一時達成事例	改善事例	調査不能事例
北海道・東北	北海道	70	38	16	13	3
	青森	8	5	0	3	0
	岩手	32	13	15	3	1
	宮城	32	8	0	18	6
	秋田	11	4	0	7	0
	山形	16	9	1	5	1
	福島	80	33	30	13	4
関東	茨城	33	17	1	15	0
	栃木	79	32	5	42	0
	群馬	30	20	6	4	0
	埼玉	119	67	16	32	4
	千葉	241	141	16	69	15
	東京	55	32	3	14	6
	神奈川	154	87	9	54	4
北陸・中部	新潟	60	31	18	11	0
	富山	4	2	2	0	0
	石川	13	6	3	4	0
	福井	23	11	2	10	0
	山梨	24	12	3	8	1
	長野	66	38	2	19	7
	岐阜	28	26	1	1	0
	静岡	49	19	11	19	0
	愛知	149	116	5	24	4
近畿	三重	22	18	2	2	0
	滋賀	33	19	5	9	0
	京都	37	17	9	9	2
	大阪	106	46	16	38	6
	兵庫	46	29	5	11	1
	奈良	8	6	0	2	0
	和歌山	3	3	0	0	0
中国・四国	鳥取	2	1	0	0	1
	島根	7	3	1	1	2
	岡山	27	17	1	6	3
	広島	9	6	0	1	2
	山口	17	10	3	4	0
	徳島	3	3	0	0	0
	香川	9	6	1	2	0
	愛媛	10	1	5	4	0
	高知	6	2	0	4	0
九州・沖縄	福岡	87	41	1	33	12
	佐賀	12	4	0	8	0
	長崎	10	4	0	5	1
	熊本	49	25	1	23	0
	大分	15	5	1	8	1
	宮崎	20	8	1	10	1
	鹿児島	26	8	1	14	3
	沖縄	3	0	2	0	1
合計(全国計)		1,943	1,049	220	582	92

表2-4 都道府県別の事例件数（重金属等）

都道府県		合計	件数			
			超過事例	一時達成事例	改善事例	調査不能事例
北海道・東北	北海道	24	18	0	6	0
	青森	16	11	0	4	1
	岩手	21	12	9	0	0
	宮城	36	13	3	13	7
	秋田	3	2	0	1	0
	山形	17	13	0	3	1
	福島	6	5	1	0	0
関東	茨城	30	18	0	12	0
	栃木	13	2	2	9	0
	群馬	12	11	0	1	0
	埼玉	43	31	9	1	2
	千葉	136	104	8	18	6
	東京	16	5	2	7	2
	神奈川	32	20	1	8	3
北陸・中部	新潟	68	56	5	6	1
	富山	10	7	2	1	0
	石川	7	7	0	0	0
	福井	7	6	0	1	0
	山梨	4	3	0	0	1
	長野	10	7	1	1	1
	岐阜	26	22	1	3	0
	静岡	10	6	2	2	0
	愛知	81	52	10	17	2
近畿	三重	6	5	0	1	0
	滋賀	27	20	7	0	0
	京都	20	9	4	4	3
	大阪	49	25	5	14	5
	兵庫	44	23	10	10	1
	奈良	12	3	0	8	1
	和歌山	5	5	0	0	0
中国・四国	鳥取	14	10	2	1	1
	島根	6	2	0	4	0
	岡山	7	5	0	1	1
	広島	16	15	0	1	0
	山口	4	4	0	0	0
	徳島	0	0	0	0	0
	香川	4	2	2	0	0
	愛媛	9	8	0	1	0
	高知	1	0	0	1	0
九州・沖縄	福岡	75	71	1	2	1
	佐賀	6	4	0	2	0
	長崎	13	3	0	9	1
	熊本	33	23	0	10	0
	大分	3	2	1	0	0
	宮崎	1	1	0	0	0
	鹿児島	13	5	0	3	5
	沖縄	18	9	4	0	5
合計(全国計)		1,014	685	92	186	51

表2 - 5 都道府県別の事例件数（硝酸・亜硝酸）

都道府県		合計	件数			
			超過事例	一時達成事例	改善事例	調査不能事例
北海道・東北	北海道	80	66	6	8	0
	青森	41	25	7	6	3
	岩手	42	29	13	0	0
	宮城	25	11	2	7	5
	秋田	9	6	2	1	0
	山形	12	8	0	4	0
	福島	17	15	0	0	2
関東	茨城	122	104	0	18	0
	栃木	46	28	17	1	0
	群馬	203	203	0	0	0
	埼玉	169	118	41	9	1
	千葉	296	283	3	8	2
	東京	50	23	5	7	15
	神奈川	95	61	10	19	5
北陸・中部	新潟	10	7	1	2	0
	富山	2	0	2	0	0
	石川	2	2	0	0	0
	福井	4	3	1	0	0
	山梨	10	8	2	0	0
	長野	76	43	20	9	4
	岐阜	9	5	1	3	0
	静岡	8	5	2	0	1
	愛知	43	26	9	6	2
近畿	三重	5	5	0	0	0
	滋賀	11	6	4	0	1
	京都	5	4	1	0	0
	大阪	51	16	6	26	3
	兵庫	37	18	9	10	0
	奈良	22	7	0	14	1
	和歌山	47	31	0	16	0
中国・四国	鳥取	4	2	0	2	0
	島根	2	2	0	0	0
	岡山	8	7	0	1	0
	広島	8	7	0	0	1
	山口	1	1	0	0	0
	徳島	2	2	0	0	0
	香川	21	12	8	0	1
	愛媛	41	24	17	0	0
	高知	9	5	0	4	0
九州・沖縄	福岡	74	65	3	4	2
	佐賀	3	0	0	3	0
	長崎	46	26	2	18	0
	熊本	56	26	2	28	0
	大分	27	11	1	7	8
	宮崎	4	3	1	0	0
	鹿児島	54	27	9	8	10
	沖縄	1	0	1	0	0
合計（全国計）		1,910	1,386	208	249	67

表2 - 6 都道府県別の事例件数（複合汚染）

都道府県		件数			
		合計	超過事例	一時達成事例	改善事例
北海道・東北	北海道	0	0	0	0
	青森	1	1	0	0
	岩手	2	1	1	0
	宮城	1	0	0	1
	秋田	0	0	0	0
	山形	0	0	0	0
	福島	2	0	1	1
関東	茨城	0	0	0	0
	栃木	0	0	0	0
	群馬	4	4	0	0
	埼玉	6	4	1	1
	千葉	5	3	1	1
	東京	0	0	0	0
	神奈川	8	6	0	2
北陸・中部	新潟	3	3	0	0
	富山	0	0	0	0
	石川	0	0	0	0
	福井	0	0	0	0
	山梨	0	0	0	0
	長野	3	2	1	0
	岐阜	0	0	0	0
	静岡	0	0	0	0
	愛知	11	10	1	0
近畿	三重	2	2	0	0
	滋賀	0	0	0	0
	京都	1	1	0	0
	大阪	8	3	1	4
	兵庫	1	1	0	0
	奈良	0	0	0	0
	和歌山	0	0	0	0
中国・四国	鳥取	0	0	0	0
	島根	0	0	0	0
	岡山	1	1	0	0
	広島	2	2	0	0
	山口	0	0	0	0
	徳島	1	1	0	0
	香川	0	0	0	0
	愛媛	0	0	0	0
	高知	0	0	0	0
九州・沖縄	福岡	1	1	0	0
	佐賀	2	2	0	0
	長崎	0	0	0	0
	熊本	0	0	0	0
	大分	0	0	0	0
	宮崎	0	0	0	0
	鹿児島	0	0	0	0
	沖縄	0	0	0	0
合計（全国計）		65	48	7	10

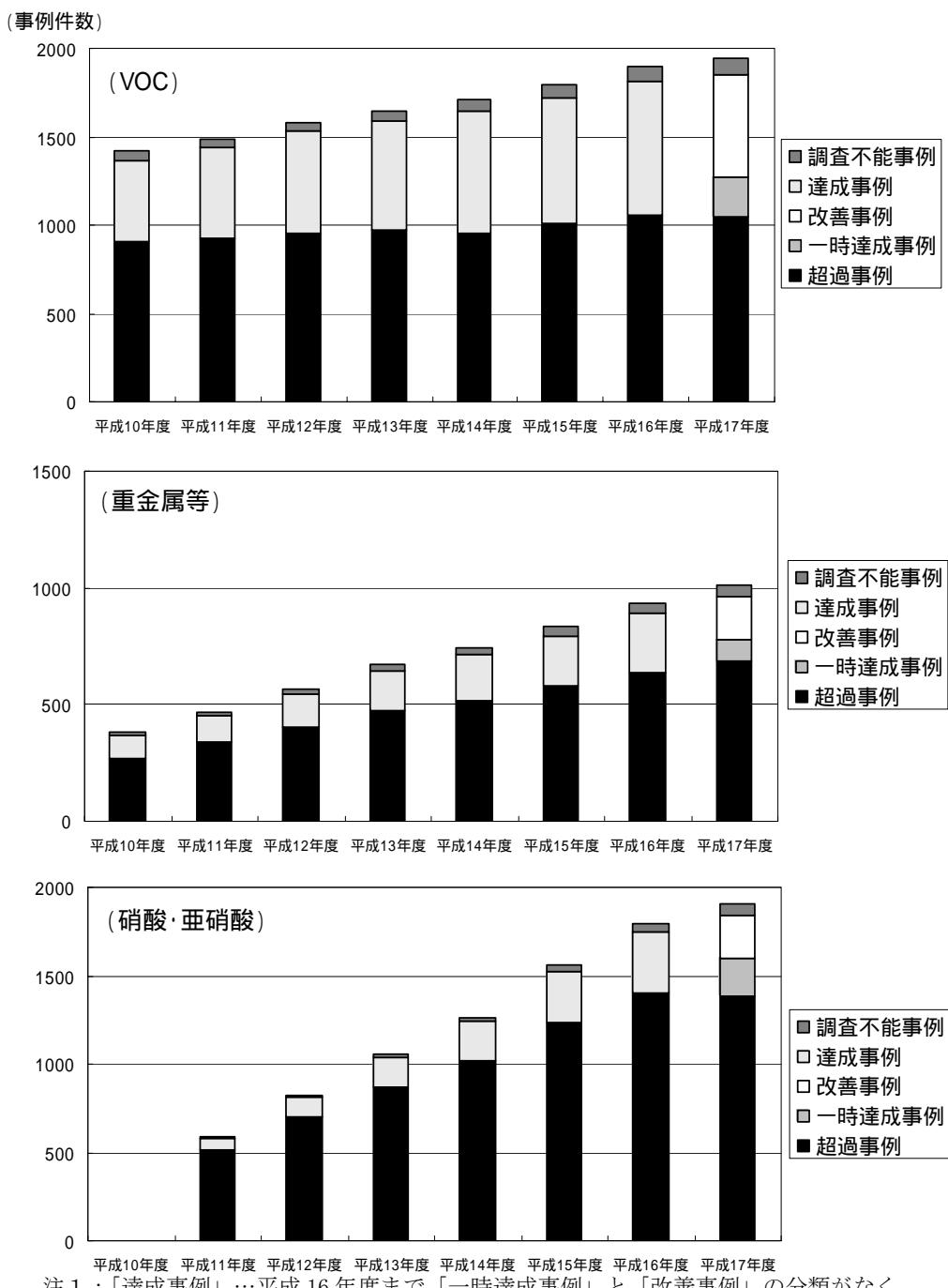
2.2 事例件数の推移

各調査年度までに判明した事例件数の推移を図2-2に示す。

VOC事例の件数は、調査を開始した平成10年度から平成17年度までに、約500件増加したが、この間に環境基準を達成した事例も増加しており、超過事例件数は約1,000件前後で一定している。

重金属等事例の件数は、平成10年度から平成17年度までに、約600件増加し、超過事例件数も増加し続けている。

硝酸・亜硝酸事例の件数は、平成11年度から平成17年度までに、約4倍と大幅に増加しており、超過事例件数も増加し続けていたが、平成16年度から平成17年度までに限ってはほぼ一定であった。



注1：「達成事例」…平成16年度まで「一時達成事例」と「改善事例」の分類がなく、環境基準達成事例としていた事例。

注2：硝酸・亜硝酸は平成11年度調査より対象となった。

注3：複合汚染については省略した。

図2-2 事例件数の推移

2.3 汚染判明年度

全事例 4,932 件について、汚染判明年度を表2-7、汚染判明件数の推移を図2-3に示す。

地下水の常時監視が開始した平成元年度から、VOC事例を中心に判明件数が急増した。一旦は少なくなったが、平成9年の地下水環境基準設定から再び判明件数は増加を始めた。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素の3項目が新たに環境基準に追加された平成11年度以降、重金属等及び硝酸・亜硝酸事例の判明件数が増加してきており、ここ数年の判明事例のうち硝酸・亜硝酸最も多い状況である。一方、VOC事例もここ数年判明数が増加しているが、これは、自主的に汚染調査を行う事業者の増加、工場跡地の売却等の際に調査を行う等の最近の傾向に起因していると考えられる。

表2-7 汚染判明年度

汚染判明年度	件数					
	合計	VOC	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染	
昭和58年度以前	77 (44)	63 (32)	10 (8)	2 (2)	2 (2)	
59年度	56 (33)	52 (31)	3 (1)	0 (0)	1 (1)	
60年度	72 (37)	72 (37)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
61年度	48 (26)	48 (26)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
62年度	68 (38)	65 (38)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	
63年度	94 (49)	91 (47)	0 (0)	1 (0)	2 (2)	
平成元年度	233 (155)	214 (140)	16 (13)	2 (1)	1 (1)	
2年度	206 (116)	182 (101)	19 (11)	2 (1)	3 (3)	
3年度	140 (78)	123 (68)	14 (8)	3 (2)	0 (0)	
4年度	115 (66)	92 (51)	16 (10)	3 (2)	4 (3)	
5年度	137 (78)	60 (36)	55 (30)	21 (11)	1 (1)	
6年度	141 (85)	58 (31)	53 (37)	30 (17)	0 (0)	
7年度	161 (93)	64 (35)	41 (26)	56 (32)	0 (0)	
8年度	161 (100)	52 (33)	53 (35)	56 (32)	0 (0)	
9年度	180 (123)	40 (27)	56 (37)	81 (56)	3 (3)	
10年度	288 (203)	133 (104)	38 (26)	112 (70)	5 (3)	
11年度	339 (248)	89 (69)	71 (48)	176 (129)	3 (2)	
12年度	429 (350)	80 (64)	106 (78)	235 (200)	8 (8)	
13年度	401 (325)	65 (46)	86 (72)	242 (201)	8 (6)	
14年度	386 (330)	57 (49)	80 (57)	245 (220)	4 (4)	
15年度	436 (405)	65 (59)	82 (73)	283 (267)	6 (6)	
16年度	420 (383)	88 (65)	107 (103)	218 (210)	7 (5)	
17年度	344 (330)	90 (80)	106 (104)	142 (141)	6 (5)	
母 数	4,932 (3,695)	1,943 (1,269)	1,014 (777)	1,910 (1,594)	65 (55)	

注：括弧内の数値は、平成17年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。（内数）

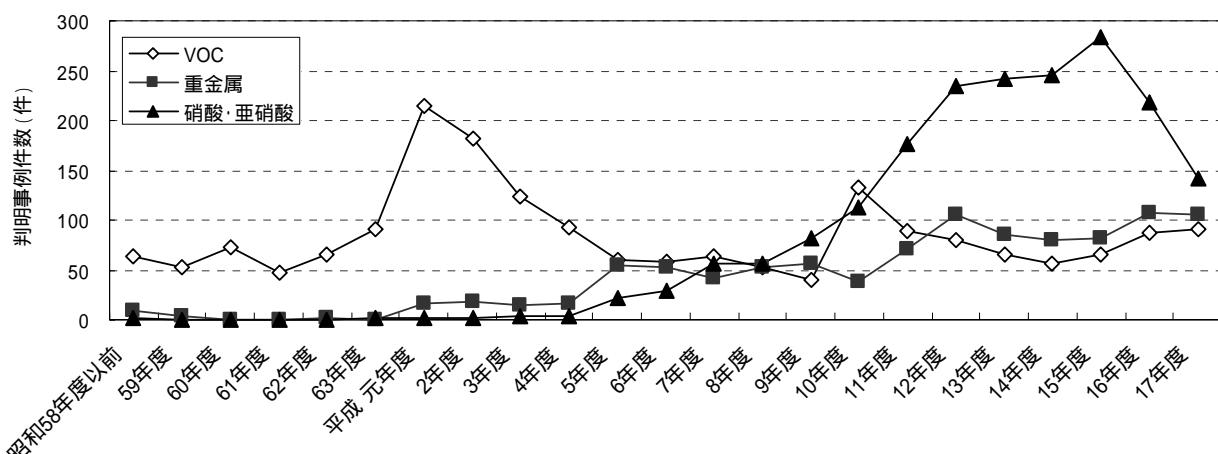


図2-3 汚染判明件数の推移（3分類）

2.4 汚染判明の経緯

全事例 4,932 件について、汚染判明の経緯を表2-8 に示す。

全体で最も多いのは、「水濁法の測定計画に基づく調査」(3,137 件、全事例の 64%) であった。

項目分類別に見ると、VOC 事例は、「水濁法の測定計画に基づく調査」(722 件、VOC 事例の 37%)、「(測定計画以外の) 国や地方公共団体による調査」(563 件、同 29%) の他、「事業者等の自主的な検査」(342 件、同 18%) が比較的多い。これは、VOC 事例が、工場・事業場を原因とする場合が多いためである(4-2 参照)。また、その他、「水濁法に基づく立入調査」(91 件、同 5%) や「住民からの申し出」(79 件、同 4%) など多岐に渡っている。

一方、重金属等及び硝酸・亜硝酸の事例は、「水濁法の測定計画に基づく調査」(重金属等事例の 76%、硝酸・亜硝酸事例の 86%) がほとんどを占めている。

表2-8 汚染判明の経緯

汚染判明の経緯 (複数回答有り)	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合 汚染
水濁法の測定計画に基づく調査	3,137	722	768	1,639	8
水濁法に基づく立入調査	95	91	4	0	0
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査	2	0	1	1	0
地方公共団体による飲用井戸、上水道水質調査	251	141	43	64	3
上記以外の国や地方公共団体による調査	843	563	75	196	9
事業者等の自主的な検査	481	342	96	4	39
住民からの申し出等	114	79	22	9	4
その他	148	99	31	6	12
母 数	4,932	1,943	1,014	1,910	65

注：複数回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

3. 地下水の用途と飲用指導等の措置の実施状況

地下水汚染が判明した場合は、都道府県等によって、人の健康を保護する観点から、まず飲用指導等利用面からの措置が講じられている。全事例 4,932 件について、汚染判明以前の地下水の用途と汚染判明後の飲用指導等の措置の実施状況を表 3 - 1 に示す。

まず、汚染判明以前の主な地下水の用途は、以下のとおりであった。

- ・「生活用水」 (2,654 件、全事例の 54%)
- ・「個人等の飲用水」 (1,228 件、同 25%)
- ・「工業用水」 (702 件、同 14%)
- ・「農業用水」 (319 件、同 6%)

飲用指導等の措置の実施状況については、全用途で見ると、以下のとおりであった。

- ・「井戸使用者への飲用指導」 (4,357 件、全事例の 88%)
- ・「定期的なモニタリング」 (3,176 件、同 64%)
- ・「上水道への切り替え」 (1,363 件、同 28%)
- ・その他、「井戸の掘換え、切り替え」、「汚染された層のストレーナの閉鎖」、「浄水器などの設置やその補助」など

用途が個人等の飲用水であった事例に限ると、「井戸使用者への飲用指導」は 96% とほとんどの事例で実施され、「上水道への切り替え」も 41% の事例で実施されていた。

また、平成 17 年度末時点の超過事例及び一時達成事例の割合は、汚染判明以前の用途が上水道源であった事例については 79 件中 62 件 (78%)、個人等の飲用水であった事例については 1,228 件中 994 件 (81%) であり、対策等が求められる。

表 3 - 1 汚染判明以前の地下水の用途と飲用指導等の措置の実施状況

汚染判明以前の地下水の用途 (複数回答有り)	母数	件 数									
		飲用指導等の措置の実施状況 (複数回答有り)									
		井戸使用者への飲用指導		上水道への切り替え		定期的なモニタリングの実施		その他		特に対応していない	
		H17 判明	H17 判明	H17 判明	H17 判明	H17 判明	H17 判明	H17 判明	H17 判明	H17 判明	H17 判明
上水道源	79 (62)	5	71 (56)	4	21 (17)	0	70 (53)	3	1 (1)	0	0 (0)
個人等の飲用水	1,228 (994)	81	1,183 (965)	76	501 (412)	25	759 (582)	46	9 (7)	0	5 (1)
生活用水	2,654 (2,123)	192	2,438 (1,965)	167	851 (696)	25	1,767 (1,371)	114	29 (23)	2	50 (31)
工業用水	702 (515)	25	628 (459)	21	176 (139)	2	619 (453)	16	9 (6)	0	7 (5)
農業用水	319 (254)	18	287 (230)	16	83 (71)	0	225 (177)	13	3 (3)	1	5 (3)
利用していない	918 (584)	66	695 (446)	33	128 (87)	3	527 (334)	25	34 (19)	12	75 (46)
不明	363 (228)	17	313 (196)	15	91 (69)	2	228 (140)	3	4 (2)	0	22 (16)
母 数	4,932 (3,695)	344	4,357 (3,304)	278	1,363 (1,073)	52	3,176 (2,312)	180	75 (51)	15	156 (100)

注 1 : 括弧内の数値は、平成 17 年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。(内数)

注 2 : 1 事例の地域に、複数の用途の井戸が存在する場合や複数の措置を実施している場合があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

4 . 汚染原因の状況

4 . 1 汚染原因の把握状況

地下水汚染が判明した場合は、都道府県等によって、汚染源の特定等の調査が行われている。調査不能事例を除く全事例（以下、これを全事例とする）4,722件について、汚染原因の把握状況を表4-1、図4-1に示す。

汚染原因が「特定又は推定されている」のが、VOC事例の54%、重金属等事例の75%、硝酸・亜硝酸事例の44%であり、重金属等事例が比較的高く、硝酸・亜硝酸事例が低い。

汚染原因が「不明」の場合については、調査実施状況についても分類した。硝酸・亜硝酸事例については、汚染原因が不明であるにも関わらず、「調査実施予定なし」の事例が33%も存在し、他と比較して非常に高かった。この理由として、以下のことが挙げられている。

- ・ 飲用されていない。飲用指導により安全を確保している。
- ・ 予算上の制約で実施できない。
- ・ 汚染源に係る情報が不足している。
- ・ 状況的に汚染原因は想定できるが、特定は難しい。
- ・ 硝酸・亜硝酸の汚染は広範囲におよぶことが多く、原因究明調査が困難である。

このように、硝酸・亜硝酸事例の原因究明調査実施の困難性が多数挙げられている。

表4-1 汚染原因の把握状況

汚染原因の把握状況	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染
特定又は推定	2,589 (2,088)	1,001 (705)	727 (616)	809 (721)	52 (46)
小計	2,104 (1,607)	832 (564)	226 (161)	1,033 (873)	13 (9)
不明	調査完了したが不明	913 (613)	524 (337)	114 (71)	267 (201)
	調査中	325 (238)	191 (142)	40 (28)	90 (64)
	調査実施予定	98 (96)	16 (15)	23 (22)	59 (59)
	調査実施予定なし	768 (660)	101 (70)	49 (40)	617 (549)
母 数	4,722 (3,695)	1,851 (1,269)	963 (777)	1,843 (1,594)	65 (55)

注1：括弧内の数値は、平成17年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。（内数）

注2：無回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

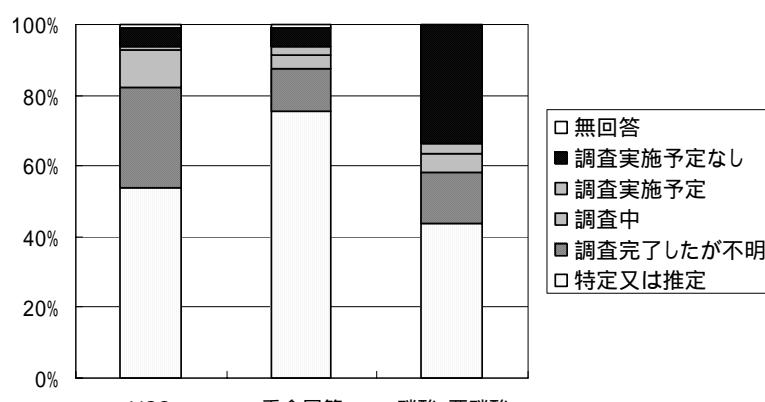


図4-1 汚染原因の把握状況

4.2 汚染原因

4.1において汚染原因が特定又は推定された事例2,589件について、汚染原因を表4-2(項目分類別)、表4-3(項目別)に示す。

各項目分類別の主な汚染原因是、以下のとおりであった。

(VOC事例)

- 「工場・事業場」 (926件、母数の93%)

注:「工場・事業場」とは、工場・事業場における排水・廃液・原料等による汚染である。

- 「廃棄物」 (219件、同22%)

(重金属等事例)

- 「自然的要因」 (631件、母数の87%)

- 「工場・事業場」 (76件、同10%)

- 「廃棄物」 (18件、同2%)

(硝酸・亜硝酸事例)

- 「施肥」 (728件、母数の90%)

- 「家畜排せつ物」 (299件、同37%)

- 「生活排水」 (274件、同34%)

その他の汚染原因として以下のようなものが挙げられていた。

- 井戸配管に鉛配管を使用しており、その溶出による汚染(鉛)
- 過去に使用した農薬による汚染(砒素)
- 浄化槽の工事による汚染(硝酸・亜硝酸)

表4-2 汚染原因(項目分類別)

汚染原因 (複数回答有り)	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染
工場・事業場	1,049 (760)	926 (658)	76 (60)	0 (0)	47 (42)
廃棄物	246 (186)	219 (163)	18 (15)	1 (0)	8 (8)
家畜排せつ物	299 (266)	0 (0)	0 (0)	299 (266)	0 (0)
施肥	729 (657)	0 (0)	0 (0)	728 (657)	1 (0)
生活排水	274 (233)	0 (0)	0 (0)	274 (233)	0 (0)
自然的要因	639 (549)	0 (0)	631 (541)	8 (8)	0 (0)
その他	48 (35)	30 (21)	12 (8)	6 (6)	0 (0)
母 数	2,589 (2,088)	1,001 (705)	727 (616)	809 (721)	52 (46)

注1:括弧内の数値は、平成17年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。(内数)

注2:下の例のように複数の汚染原因による事例があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

例1) 工場・事業場内の廃棄物による事例などは両方にチェックされている例がある。

例2) 硝酸・亜硝酸の事例で同地域の施肥と家畜排せつ物など明確に分離できない例がある。

表4 - 3 汚染原因(項目別)

汚染原因	母数	件 数																			硝酸・亜硝酸						
		V O C									重 金 屬 等																
		ジクロロメタン	四塩化炭素	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	シス-1、2-ジクロロエチレン	1、1-1-トリクロロエタン	1、1-2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロパン	ベンゼン	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	チラウム	シマジン	チオベンカルブ	セレン	ふつ素	ほう素	
工場・事業場	1,049	30	28	42	126	362	56	21	531	588	0	68	6	23	22	35	27	11	0	2	0	0	0	4	27	11	0
廃棄物	246	4	5	6	16	53	15	3	89	164	0	4	1	2	6	2	12	5	0	1	0	0	0	0	3	4	2
家畜排せつ物	299	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	299	
施肥	729	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	729	
生活排水	274	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	274	
自然的要因	639	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	28	0	439	33	0	0	0	0	0	1	141	47	8
その他	48	1	2	1	1	8	0	0	14	17	0	4	0	1	5	2	4	0	0	1	0	0	0	0	0	6	
母 数	2,589	32	33	47	129	375	58	21	565	637	0	75	6	26	58	37	473	46	0	4	0	0	0	5	169	62	811

注：1事例で複数項目の汚染がある事例や複数の汚染原因による事例があり、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

4.3 自然的要因による汚染とその判断根拠

4.2 のとおり、自然的要因による汚染が存在している項目は、砒素（439 件）、ふつ素（141 件）、ほう素（47 件）、総水銀（33 件）、鉛（28 件）、硝酸・亜硝酸（8 件）、全シアン（2 件）、セレン（1 件）の 8 項目であった。

自然的要因による汚染の判断は、周辺の金属鉱床等に含まれる元素又は化合物に該当し、かつ調査地点における汚染物質に因果関係が認められること、また、調査地点周辺において汚染物質の使用履歴や不法投棄等が見当たらないこと等を確認した上で、専門家の助言を得て総合的に判断することが望ましいとしている。4.2において自然的要因による汚染と特定又は推定された事例 639 件について、その判断根拠を表4-4 に示す。

主な判断根拠は、以下のとおりであった。

- ・「周辺に発生源が存在しない」 (432 件、母数の 68%)
- ・「文献や過去の調査報告から自然的要因による汚染地域であることは以前からわかつっていた」 (252 件、同 39%)

表4-4 自然的要因による汚染と判断した根拠

自然的要因と判断した根拠 (複数回答有り)	母数	件数							
		全シアン	鉛	砒素	総水銀	セレン	ふつ素	ほう素	亜硝酸・
ボーリング調査、地質調査の実施により判断	22	1	1	18	3	0	2	0	0
水質の解析や土壤ガスの解析により判断	124	0	8	97	6	0	15	9	0
地理的・地質的特徴	82	1	1	38	0	0	42	21	0
周辺に発生源が存在しない	432	1	14	322	17	1	79	26	4
文献や過去の調査報告から自然的要因による汚染地域であることは以前からわかつていた	252	1	4	172	20	0	63	11	3
その他	27	0	0	19	0	0	4	3	3
根拠不明	25	0	4	21	1	0	0	0	0
母 数	639	2	28	439	33	1	141	47	8

注：複数回答及び複数項目による事例があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

5. 工場・事業場を原因とする地下水汚染対策の状況

5.1 汚染原因者の把握状況

4.2において、工場・事業場を原因とする事例1,049件について、その汚染原因者の把握状況を表5-1に示す。

汚染原因者が特定又は推定されていたのは、1,009件（母数の96%）であった。

表5-1 汚染原因者の特定状況

汚染原因者の把握状況	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染
特定又は推定	1,009 (735)	887 (634)	76 (60)	0 (0)	46 (41)
不明	40 (25)	39 (24)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
母 数	1,049 (760)	926 (658)	76 (60)	0 (0)	47 (42)

注：括弧内の数値は、平成17年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。（内数）

5.2 汚染原因者（工場・事業場）の主たる業種及び汚染原因行為が行われた時期

5.1において、汚染原因者が特定又は推定された1,009件について、その主たる業種について表5-2（項目分類別）、表5-3（項目別）に示す。

汚染原因者の主な業種は、以下のとおりであった。

- ・「洗濯・理容・美容・浴場業」（325件、母数の32%）
- ・「金属製品製造業」（118件、同12%）
- ・「輸送用機械器具製造業」（99件、同10%）
- ・「電子部品・デバイス製造業」（91件、同9%）

有害物質使用特定事業場からの有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透については、平成元年度の水濁法改正により、意図的・非意図的に関わらず禁止されている。

汚染原因者によって地下水汚染の原因となった行為（意図的・非意図的問わず）が行われた時期について表5-2右欄に示す。（ただし、この表の集計対象となった工場・事業場の全てが有害物質使用特定事業場であるとは限らない。）汚染原因者の地下水汚染の原因となった行為が行われた時期は、「平成元年度より前」が480件（48%）、「平成元年度以降」が69件（7%）、「不明」が448件（44%）であり、時期がわかっているものについては、「平成元年度より前」の事例が多数を占めていた。

表5 - 2 汚染原因者(工場・事業場)の主たる業種(項目分類別)及び汚染原因行為が行われた時期

業種	合計	件数				汚染原因行為が行われた時期		
		H17判明	VOC	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染	平成元年度より前	平成元年度以降
農業	2 (2)	0	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0	1
織維工業	29 (24)	1	27 (22)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	18	1
化学工業	40 (33)	1	31 (24)	2 (2)	0 (0)	7 (7)	22	4
ゴム製品製造業	11 (10)	3	11 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5	1
非鉄金属製造工業	26 (18)	0	23 (16)	2 (2)	0 (0)	1 (0)	16	2
金属製品製造業	118 (88)	10	90 (69)	22 (14)	0 (0)	6 (5)	52	18
一般機械器具製造業	62 (51)	4	57 (46)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	33	2
電気機械器具製造業	73 (57)	2	65 (51)	5 (4)	0 (0)	3 (2)	40	2
情報通信機械器具製造業	28 (21)	0	24 (18)	1 (1)	0 (0)	3 (2)	12	0
電子部品・デバイス製造業	91 (63)	3	81 (56)	7 (6)	0 (0)	3 (1)	47	4
輸送用機械器具製造業	99 (84)	4	88 (73)	6 (6)	0 (0)	5 (5)	45	6
精密機械器具製造業	45 (35)	1	41 (31)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	14	2
ガス業	16 (10)	0	2 (1)	10 (6)	0 (0)	4 (3)	12	1
その他の小売業	42 (24)	22	38 (21)	2 (1)	0 (0)	2 (2)	2	9
洗濯・理容・美容・浴場業	325 (226)	6	322 (223)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	155	18
廃棄物処理業	7 (6)	0	7 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3	1
その他	77 (56)	15	55 (35)	15 (14)	0 (0)	7 (7)	48	1
母 数	1,009 (735)	72	887 (634)	76 (60)	0 (0)	46 (41)	480	69
								448

注1：括弧内の数値は、平成17年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。(内数)

注2：複数の業種に該当する工場・事業場を原因とする事例があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

表5-3 汚染原因者(工場・事業場)の主たる業種(項目別)

業種	母数	VOC										重金属										硝酸・亜硝酸				
		ジクロロメタン	四塩化炭素	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	シス-1、2-ジクロロエチレン	1、1-トリクロロエタン	1、1-トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロブロペン	ベンゼン	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	チラウム	シマジン	チオベンカルブ	セレン	ふつ素	ほう素
農業	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
織維工業	29	0	0	1	0	10	0	0	12	24	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
化学工業	40	4	10	12	10	18	2	3	23	18	0	7	0	0	0	1	5	3	0	1	0	0	0	0	2	
ゴム製品製造業	11	1	1	0	2	6	2	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非鉄金属製造工業	26	0	2	0	5	10	2	0	19	13	0	0	1	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	2	1	
金属製品製造業	118	4	3	3	17	43	10	3	76	30	0	0	0	3	2	19	2	0	0	0	0	0	0	3	4	
一般機械器具製造業	62	2	4	4	11	23	6	0	52	33	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
電気機械器具製造業	73	3	0	4	17	48	7	4	59	31	0	3	2	1	3	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	
情報通信機械器具製造業	28	1	1	2	5	11	2	1	21	10	0	1	0	2	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	2	
電子部品・デバイス製造業	91	2	3	3	12	39	5	3	74	26	0	1	0	3	4	0	2	0	0	0	0	0	0	1	7	
輸送用機械器具製造業	99	6	3	9	31	60	12	4	81	43	0	1	0	3	1	6	1	1	0	0	0	0	0	1	0	
精密機械器具製造業	45	1	1	0	8	13	4	0	36	26	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
ガス業	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	12	3	0	3	2	0	0	0	0	0	0	1	
その他の小売業	42	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
洗濯・理容・美容・浴場業	325	0	3	2	5	85	4	1	87	315	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃棄物処理業	7	2	0	2	3	4	2	2	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	77	2	5	4	9	21	3	1	35	32	0	9	2	1	2	3	7	3	0	1	0	0	0	0	6	
母 数	1,009	29	26	42	124	358	53	21	521	556	0	68	6	23	21	35	27	11	0	2	0	0	0	4	27	11

注：1事例で複数の項目あるいは複数の業種に該当する事例があり、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

5.3 汚染原因者に対する指導の実施状況

都道府県知事は、水濁法第14条の3に基づき、特定事業場を原因とする地下水汚染があり、人の健康に係る被害が生じ又は生ずる恐れがあるときは、その設置者に対し浄化措置命令をかけることができる。5.1において、工場・事業場を原因とする事例1,009件で、汚染原因者が特定又は推定された事例について、その汚染原因者に対する都道府県等の指導の状況について表5-4に示す。

何らかの指導が行われているのは、723件（母数の72%）であった。

浄化措置命令の発動は未だ1件もないが、「水濁法の浄化措置命令を背景とした浄化指導」が（264件、26%）で実施されていた。その他、「行政指導などの指導」（277件、27%）、「条例に基づく指導」（128件、13%）などが実施されていた。

このように、実態としては、都道府県等が事業者に対し、浄化措置命令は発動しないものの、これを背景として、浄化を行うよう指導を行う例が多く見られる。また、水濁法以外の法令、条例又は要綱等に基づき、浄化以外の指導を行う例も見られる。なお、指導を実施していない事例については、その理由として、「事業者が自主的に浄化対策を取っている」、「周辺に飲用井戸がない」、「事業者が所在不明」などが挙げられている。

表5-4 汚染原因者に対する指導の実施状況（全国）

汚染原因者に対する指導の実施状況	件数				
	合計	VOC	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染
指導を実施（複数回答有り）	723 (555)	621 (471)	63 (50)	0 (0)	39 (34)
水濁法の浄化措置命令	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
水濁法の浄化措置命令を背景とした浄化指導	264 (217)	231 (189)	19 (15)	0 (0)	14 (13)
上記以外の指導	480 (355)	405 (294)	47 (37)	0 (0)	28 (24)
土壤汚染対策法に基づく指導	20 (20)	14 (14)	3 (3)	0 (0)	3 (3)
土壤汚染対策法以外の法令に基づく指導	26 (21)	22 (19)	4 (2)	0 (0)	0 (0)
条例に基づく指導	128 (99)	95 (69)	19 (17)	0 (0)	14 (13)
要綱に基づく指導	36 (17)	33 (15)	0 (0)	0 (0)	3 (2)
その他の指導（行政指導など）	277 (211)	244 (186)	23 (17)	0 (0)	10 (8)
母 数	1,009 (735)	887 (634)	76 (60)	0 (0)	46 (41)

注1：括弧内の数値は、平成17年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。（内数）

注2：複数回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

注3：「水濁法の浄化措置命令を背景とした浄化指導」とは、汚染原因者が特定事業場の設置者に該当する場合で、以下のようないくつかのケースが該当する。

- ①命令そのものは発動しないが、浄化措置の実施を指導したケース
- ②浄化措置命令の実施を目指して、その前段階として調査等の実施を指導したケース

表5-5 汚染原因者に対する指導の実施状況(都道府県別)

都道府県名		指導を実施	水濁法の浄化措置命令	水濁法の浄化措置命令を背景とした浄化指導	左記以外の指導						母数 (工場・事業場を原因とする事例)
都道府県名	都道府県名					づく指導	土壤汚染対策法に基づく指導	土壤汚染対策法以外の法令に基づく指導	条例に基づく指導	要綱に基づく指導	
北海道・東北	北海道	4	0	3	1	0	0	0	0	1	5 (3)
	青森	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1 (1)
	岩手	23	0	2	21	0	0	0	0	21	25 (24)
	宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8 (2)
	秋田	8	0	2	6	0	0	0	0	6	10 (4)
	山形	8	0	6	2	0	0	0	0	2	10 (7)
	福島	71	0	33	39	0	0	0	0	39	72 (58)
関東	茨城	2	0	2	0	0	0	0	0	0	19 (11)
	栃木	18	0	3	15	0	1	0	9	5	22 (14)
	群馬	8	0	4	4	0	0	0	1	3	12 (9)
	埼玉	49	0	21	35	1	0	12	0	20	61 (52)
	千葉	73	0	9	64	1	4	1	22	37	97 (60)
	東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6 (4)
	神奈川	79	0	18	68	3	1	53	2	13	85 (58)
北陸・中部	新潟	11	0	4	7	0	0	3	0	4	67 (55)
	富山	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2 (2)
	石川	5	0	4	1	0	0	0	0	1	7 (4)
	福井	16	0	13	3	0	0	0	0	3	16 (11)
	山梨	6	0	3	3	0	2	0	0	1	6 (5)
	長野	17	0	3	14	1	0	0	0	13	23 (20)
	岐阜	17	0	16	1	0	1	0	0	0	17 (17)
近畿	静岡	19	0	15	4	0	2	0	1	1	38 (26)
	愛知	91	0	15	80	4	1	46	0	31	98 (88)
	三重	16	0	10	6	0	0	6	0	6	16 (14)
	滋賀	17	0	12	5	0	0	0	0	5	17 (14)
	京都	9	0	8	1	0	0	0	0	1	9 (8)
	大阪	31	0	11	21	3	2	0	0	16	46 (37)
	兵庫	14	0	9	6	3	0	0	0	3	25 (22)
中国・四国	奈良	3	0	3	0	0	0	0	0	0	9 (7)
	和歌山	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2 (2)
	鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)
	島根	3	0	1	2	0	2	0	0	0	4 (3)
	岡山	18	0	5	13	0	0	7	0	6	19 (12)
	広島	4	0	1	3	0	0	0	0	3	4 (3)
	山口	8	0	1	7	0	0	0	0	5	8 (5)
九州・沖縄	徳島	4	0	3	1	0	0	0	1	0	4 (4)
	香川	2	0	2	0	0	0	0	0	0	5 (4)
	愛媛	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1 (0)
	高知	5	0	0	5	0	0	0	0	5	5 (1)
	福岡	15	0	5	10	0	8	0	0	0	43 (23)
	佐賀	13	0	8	5	0	0	0	0	5	14 (6)
	長崎	2	0	1	1	0	1	0	0	0	7 (2)
母 数	熊本	13	0	0	13	3	0	0	0	10	32 (18)
	大分	7	0	0	7	1	0	0	0	6	11 (4)
	宮崎	3	0	3	0	0	0	0	0	0	3 (3)
	鹿児島	6	0	1	5	0	0	0	0	5	17 (7)
	沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 (1)
母 数		723	0	264	480	20	26	128	36	277	1,009 (735)

注1：括弧内の数値は、平成17年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。(内数)

注2：複数回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

5.4 汚染原因者に対する指導の内容

5.3において、都道府県等が汚染原因者に対して指導を実施している事例723件について、その指導内容について表5-6に示す。

主な指導内容は、以下のとおりであった。

- ・「汚染対策手法」 (547件、母数の76%)
- ・「地下水質モニタリングの実施」 (417件、同58%)

なお、その他としては、「有害物質の適正管理・取扱方法等に関する指導」などが挙げられていた。

表5-6 汚染原因者に対する指導の内容

指導の内容 (複数回答有り)	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合汚染
汚染対策手法	547	465	48	0	34
汚染対策期間	99	91	3	0	5
地下水質のモニタリング	417	341	48	0	28
その他	129	118	6	0	5
母 数	723	621	63	0	39

注：複数回答があるため、各件数の和と母数は一致しない。

6. 廃棄物を原因とする地下水汚染対策の状況

4. 2において、廃棄物を原因とする事例 246 件について、汚染原因者の把握状況を表6-1に示す。

汚染原因者が特定又は推定された 225 件について、汚染原因者に対する指導の実施状況を表6-2に示す。

都道府県等が汚染原因者に対して指導を実施している事例 150 件について、その指導内容について表6-3に示す。

表6-1 汚染原因者の把握状況

汚染原因者の把握状況	件数
特定又は推定	225 (170)
不明	21 (16)
母 数	246 (186)

注：括弧内の数値は、平成 17 年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。(内数)

表6-2 汚染原因者に対する指導の実施状況

汚染原因者に対する指導の実施状況	件数
指導を実施	150 (118)
水濁法の浄化措置命令	0 (0)
水濁法の浄化措置命令を背景とした浄化指導	50 (39)
上記以外の指導	101 (80)
土壤汚染対策法に基づく指導	1 (0)
土壤汚染対策法以外の法令に基づく指導	19 (17)
条例に基づく指導	6 (4)
要綱に基づく指導	4 (2)
その他の指導（行政指導など）	67 (57)
母 数	225 (170)

注1：括弧内の数値は、平成 17 年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。(内数)

注2：複数回答があるため、各項目の件数の和と母数は必ずしも一致しない。

表6-3 汚染原因者に対する都道府県等の指導の内容

指導の内容 (複数回答有り)	件数
汚染対策手法	112
汚染対策期間	44
地下水質のモニタリング	43
その他	30
母 数	150

注：複数回答があるため、各件数の和と母数は一致しない。

7. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策の状況

硝酸・亜硝酸による地下水汚染は、汚染原因が多岐に渡るとともに有効な対策が地域ごとに異なることから、地域の自然的・社会的特性、汚染実態、発生源等の状況に応じた有効な対策を講ずることが必要である。

環境省では、平成13年7月に、硝酸・亜硝酸による地下水汚染に対する汚染原因の把握や負荷低減対策等を推進する際の調査及び対策手法を示した「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル」を策定した。この内容に沿って硝酸・亜硝酸による地下水汚染対策の状況をとりまとめた。

7.1 硝酸・亜硝酸対策に係る連絡組織等の設置状況

4.2のとおり、硝酸・亜硝酸による地下水汚染の主な原因是、施肥、家畜排せつ物、生活排水である。そのため、硝酸・亜硝酸による地下水汚染対策を推進するためには、対策対象地域の関係者（環境部局、農業・畜産部局、生活排水対策部局、水道部局等行政機関に加え、農業協同組合、自治会、事業者団体、有識者等）で構成する連絡組織等を設置し、この連絡組織において、汚染範囲、汚染原因、対策対象地域等の共通認識を持ち、窒素負荷発生源ごとの窒素負荷低減の目標の設定、目標達成のための対策について検討することが重要である。硝酸・亜硝酸の事例1,843件について、連絡組織等の設置状況を表7-1に示す。

設置された連絡組織等に該当する事例件数は134件で、硝酸・亜硝酸事例の7%であった。

表7-1 硝酸・亜硝酸対策に係る連絡組織等の設置状況

連絡組織等の設置状況		合計	件数	
			汚染原因が 特定又は推定	汚染原因が 不明
連絡組織等 設置済み	小計	134 (111)	77 (72)	57 (39)
	都道府県や市町村等の広域単位 や複数地域の合同連絡組織	69 (62)	28 (28)	41 (34)
	汚染地域単位の連絡組織	72 (56)	54 (49)	18 (7)
連絡組織等 設置予定	小計	34 (32)	31 (31)	3 (1)
	都道府県や市町村等の広域単位 や複数地域の合同連絡組織	17 (17)	17 (17)	0 (0)
	汚染地域単位の連絡組織	17 (15)	14 (14)	3 (1)
設置の予定なし・無回答		1,675 (1,451)	701 (618)	973 (833)
母 数		1,843 (1,594)	809 (721)	1,033 (873)

注1：括弧内の数値は、平成17年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。（内数）

注2：複数回答があるため、各件数の和と小計は必ずしも一致しない。また汚染原因の把握状況で無回答の事例があるため、各件数の和と合計が一致しない箇所がある。

7.2 硝酸・亜硝酸対策推進計画等の策定状況

硝酸・亜硝酸対策の推進のためには、都道府県等によって、窒素負荷低減目標及び対策、対策の進捗状況の確認手法等を明確にした硝酸・亜硝酸対策推進計画等を策定し、それに基づいて対策を実施することが重要である。このような硝酸・亜硝酸対策推進計画の策定状況を表7-2に示す。また、平成17年度末時点までに環境省で把握した計画名称一覧を表7-3に示す。

策定された硝酸・亜硝酸対策推進計画に該当する事例件数は52件で、硝酸・亜硝酸の事例の3%であった。

表7-2 硝酸・亜硝酸対策推進計画等の策定状況

硝酸・亜硝酸対策推進計画等の 策定状況	件数 (各計画策定状況に該当する事例件数)		
	合計	汚染原因が 特定又は推定	汚染原因が 不明
策定済み	52 (49)	42 (42)	10 (7)
策定予定	142 (140)	142 (140)	0 (0)
策定の予定なし・無回答	1,649 (1,405)	625 (539)	1,023 (866)
母 数	1,843 (1,594)	809 (721)	1,033 (873)

注1：括弧内の数値は、平成17年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。（内数）

注2：汚染原因の把握状況で無回答の事例があるため、各件数の和と合計が一致しない箇所がある。

表7-3 硝酸・亜硝酸対策推進計画一覧（平成17年度末時点）

都道府県名	硝酸・亜硝酸対策推進計画等の名称	策定期間
北海道	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る健全な水循環確保のための基本方針	平成16年4月
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る健全な水循環確保のための基本方針に基づく実施要領	平成16年7月
青森県	硝酸性窒素負荷低減推進計画	平成15年2月
山形県	硝酸性窒素削減対策計画	平成17年3月
	硝酸性窒素等削減対策計画	平成18年2月
愛媛県	愛媛県環境保全型農業推進基本方針	平成9年
長崎県	島原半島における硝酸性窒素等による地下水汚染対策の基本方針	平成18年1月
熊本県	荒尾地域硝酸性窒素削減計画	平成15年3月
	熊本地域硝酸性窒素削減計画	平成17年3月
宮崎県及び鹿児島県	都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画	平成16年6月
	都城盆地硝酸性窒素削減対策実行計画 (第1ステップ)	平成17年8月
沖縄県	宮古島地下水水質保全対策	平成元年～平成17年

注：この調査によって収集した情報のみならず、環境省が以前から把握している内容を含む。

(参考：http://www.env.go.jp/water/chikasui/no3_project/index.html)

7.3 室素負荷低減対策の実施状況

施肥、家畜排せつ物、生活排水による硝酸・亜硝酸汚染は、広範囲に及ぶ場合が多いため、発生源対策、すなわち地下水への窒素負荷低減が重要な対策となる。具体的な内容としては、施肥については都道府県等が定める施肥基準等の土壤管理に関する指導内容の遵守、家畜排せつ物については「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく措置の推進や野積み・素掘り等の不適切な管理の解消、生活排水については下水道等生活排水処理施設の整備、生活排水の排水路等の整備といった対策がある。硝酸・亜硝酸の事例 1,843 件について、窒素負荷低減対策の実施状況を表7-4 に示す。

窒素負荷低減対策を実施しているのは 237 件で、硝酸・亜硝酸事例の 13% であった。

汚染原因が特定又は推定されている事例で窒素負荷低減対策が実施されているのは、

- ・施肥による汚染事例 728 件中 160 件 (22%)
- ・家畜排せつ物による汚染事例 299 件中 62 件 (21%)
- ・生活排水による汚染事例 274 件中 30 件 (11%)

であった。

一方、汚染原因が不明である事例は、窒素負荷低減対策に取り組んでいる事例も存在していたが、その割合は少ない。窒素負荷低減対策の推進のためには、その前段階である汚染原因の究明を、より一層推進する必要があると考えられる。また、汚染原因の全てが明確になっていない段階でも、負荷発生源と汚染との間に相応の関係が認められる場合は、負荷低減対策を実施することが必要である。

表7-4 窒素負荷低減対策等の内容

窒素負荷低減対策の実施状況	合計	件数			汚染原因が不明
		件数	(参考)各原因による硝酸・亜硝酸事例の件数		
窒素負荷低減対策実施(複数回答有り)	237 (221)	187 (176)			50 (45)
家畜排せつ物の適正処理	101 (91)	62 (54)	家畜排せつ物による汚染事例件数 299 (266)		39 (37)
施肥量の適正化	202 (187)	160 (150)	施肥による汚染事例件数 728 (657)		42 (37)
生活排水の適正処理	61 (57)	30 (30)	生活排水による汚染事例件数 274 (233)		31 (27)
その他	13 (12)	11 (10)			2 (2)
検討中	320 (277)	257 (237)			63 (40)
予定なし・無回答	1,286 (1,096)	365 (308)			920 (788)
母 数	1,843 (1,594)	809 (721)			1,033 (873)

注1：括弧内の数値は、平成17年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。(内数)

注2：窒素負荷低減対策に複数回答や汚染原因の把握状況に無回答があるため、各件数の和と母数や合計は必ずしも一致しない。

8 . 地下水浄化等の対策の実施状況

8 . 1 地下水浄化等の対策の実施状況

汚染された地下水については、現在或いは将来の用途を考慮し、浄化等の対策を推進することとされている。5. 3のとおり、水濁法に基づく浄化措置命令が発動されたことはないが、都道府県等の指導によって、或いは事業者の自主的な取り組みによって地下水浄化等の対策を実施する例が見られている。また、汚染原因者が不明である場合には地方公共団体等によって地下水浄化等の対策を実施する例も見られる。全事例4,722件について、このような地下水浄化等の対策の実施状況を表8-1に示す。

浄化等の対策が実施されている事例は、807件（全事例の17%）であった。

汚染原因別に見ると、工場・事業場を原因とする事例で、原因者が特定又は推定されている場合では1,009件中686件（68%）、廃棄物を原因とする事例で、原因者が特定又は推定されている事例では225件中154件（68%）と、汚染原因者が判明している事例では、比較的高い割合で浄化等の対策が実施されていた。

施肥・家畜排せつ物・生活排水を原因とする事例、つまり硝酸・亜硝酸事例では、浄化等の対策は実施されていなかった。ただし、環境省による硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査等の浄化技術実証調査の例は存在する。

自然的要因による事例では632件中9件（1%）、汚染原因が不明の事例では2,104件中38件（2%）と、それぞれ僅かながら浄化等の対策が実施されていた事例があった。

表8-1 地下水浄化等の対策の実施状況

地下水浄化等の対策の実施状況	母数	件数						
		汚染原因が特定又は推定の事例の汚染原因					施肥・家畜排せつ物・生活排水	自然的要因
		工場・事業場		廃棄物		原因者特定・推定		
		原因者特定・推定	不明	原因者特定・推定	不明	原因者特定・推定	不明	原因者特定・推定
実施済み・実施中	807 (621)	686 (537)	5 (3)	154 (120)	7 (5)	0 (0)	9 (8)	38 (29)
検討中	228 (211)	87 (75)	5 (5)	6 (5)	5 (5)	90 (88)	11 (10)	31 (30)
予定なし・無回答	3,687 (2,863)	236 (123)	30 (17)	65 (45)	9 (6)	710 (623)	612 (525)	2,035 (1,548)
母 数	4,722 (3,695)	1,009 (735)	40 (25)	225 (170)	21 (16)	800 (711)	632 (543)	2,104 (1,607)

注1：括弧内の数値は、平成17年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。（内数）

注2：汚染原因に複数回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

8 . 2 地下水浄化等の対策の実施主体

8 . 1 で浄化対策等が実施されている事例 807 件について、その対策の実施主体を表 8 - 2 に示す。

工場・事業場を原因とする事例で、原因者が特定又は推定されている場合では、「汚染原因者」が（598 件、母数の 87%）ほとんどを占めたが、「地方公共団体」（55 件、同 8%）、「土地の所有者」（33 件、同 5%）の事例も見られた。

廃棄物を原因とする事例についても同様の傾向であった。

汚染原因が不明である事例では、主に「地方公共団体」（15 件、母数の 39%）、「土地の所有者」（14 件、同 37%）によって実施されていた。

表 8 - 2 地下水浄化対策の実施主体

汚染原因者 (複数回答有り)	母数	件数							汚染 原因 不明			
		汚染原因が特定又は推定				施肥・ 家畜排せ つ物・ 生活排水	自然的 的要因					
		工場・事業場		廃棄物								
原因者 特定・ 推定	原因者 不明	原因者 特定・ 推定	原因者 不明	施肥・ 家畜排せ つ物・ 生活排水	自然的 的要因							
汚染原因者	645(495)	598	0	129	0	0	0	0	0			
複数の汚染原因者	13 (12)	12	0	1	0	0	0	0	0			
土地の所有者 (注3)	58 (42)	33	2	7	1	0	1	14	14			
地方公共団体 (注3)	80 (65)	55	0	18	2	0	2	15	15			
その他	16 (12)	9	0	4	1	0	1	1	1			
不明	7 (5)	6	0	2	1	0	0	0	0			
母 数	807(621)	686	5	154	7	0	9	38				

注 1 : 括弧内の数値は、平成 17 年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。（内数）

注 2 : 複数回答や無回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない

注 3 : 「土地の所有者」及び「地方公共団体」が汚染原因者である場合は、「汚染原因者」に回答することとしている。従って、ここでの「土地の所有者」及び「地方公共団体」は汚染原因者ではない。

8.3 地下水浄化等の対策の内容

8.1で地下水浄化等の対策が実施されている事例807件について、その対策の内容を表8-3に示す。

各項目分類別の主な対策の内容は、以下のとおりであった。

(VOC事例)

- ・「地下水揚水処理」(502件、母数の75%)
- ・「汚染土壌の処理」(259件、同38%)
- ・「土壤ガス吸引処理」(233件、同35%)

(重金属等事例)

- ・「地下水揚水処理」(55件、母数の61%)
- ・「汚染土壌の処理」(49件、同54%)

(硝酸・亜硝酸事例)

硝酸・亜硝酸に関しては、浄化等の対策は実施されていなかった。

表8-3 地下水浄化等の対策の内容

地下水浄化等の対策 (複数回答有り)	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合汚染
地下水揚水処理	594 (475)	502 (396)	55 (46)	0 (0)	37 (33)
バイオレメディエーション	22 (20)	17 (15)	1 (1)	0 (0)	4 (4)
原位置処理(上記以外)	84 (70)	68 (57)	6 (5)	0 (0)	10 (8)
土壤ガス吸引処理	242 (203)	233 (196)	1 (1)	0 (0)	8 (6)
汚染土壌の処理	334 (238)	259 (181)	49 (35)	0 (0)	26 (22)
その他(注3) (「原因物質除去」、「封じ込め」など)	18 (12)	10 (4)	5 (5)	0 (0)	3 (3)
母 数	807 (621)	673 (512)	90 (71)	0 (0)	44 (38)

注1：括弧内の数値は、平成17年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。(内数)

注2：複数回答があるため、各件数の和と母数は一致しない。

注3：調査回答中の「モニタリングの実施」や「硝酸・亜硝酸事例の窒素負荷低減対策」は別で集計しているため、8.1以降の集計から対象外とした。

9. 地下水汚染の公表の実施状況

全事例 4,722 件について、地下水汚染の公表状況を表9-1 に示す。

公表が実施されているのは、4,279 件で全事例の 91% であった。主な公表内容は、以下のとおりであった。

- ・「汚染の状況（測定結果等）」 (4,220 件、全事例の 89%)
- ・「汚染原因究明調査結果」 (354 件、 同 7%)
- ・「汚染原因者」 (276 件、 同 6%)
- ・「地下水汚染対策・負荷低減等対策の実施内容」 (254 件、 同 5%)

表9-1 地下水汚染の公表状況

公表の実施状況	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合汚染
公表を実施	4,279	1,643	874	1,704	58
公表内容 (複数回答有り)	汚染の状況（測定結果等）	4,220	1,603	866	1,697
	汚染原因者	276	202	48	2
	汚染原因究明調査結果 (汚染原因者を除く)	354	195	95	59
	地下水汚染対策・負荷低減 等対策の実施内容	254	195	35	1
	その他	112	53	11	47
公表していない	441	207	88	139	7
母 数	4,722	1,851	963	1,843	65

注：無回答の事例があるため、各件数の和は必ずしも母数に一致しない。